

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年6月25日（水）午前 8時55分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久木田 大和 君	副委員長	川窪 幸治 君
委員	松下 太葵 君	委員	野村 和人 君
委員	藤田 直仁 君	委員	塩井川 公子 君
委員	松枝 正浩 君	委員	木野田 誠 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	池田 綱雄 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	石神 幸裕 君	総務課長	宮田 久志 君
財政課長	末増 あおい 君	財政課主幹	内村 光孝 君
総務課主幹	小島 崇 君		
企画部長	藤崎 勝清 君	企画政策課長	野村 博昭 君
地域政策課長	森山 勇樹 君	企画政策課主幹	瀧間 宏 君
地域政策課主幹	鬼塚 友弘 君	企画政策課企画政策GSL	山中 広行 君
地域政策課企画政策G主任主事	永田 蓮 君	地域政策課地球温暖化対策G主任主事	宇田 玲奈 君
市民環境部長	末松 正純 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	四本 久 君	市民活動推進課主幹	金丸 哲朗 君
市民活動推進課主幹	原田 美朗 君	市民活動推進課共生協働推進GSL	竹澤 まどか 君
環境衛生課衛生施設G長	塩満 慶太 君	環境衛生課衛生施設GSL	濱田 賢 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主査	姫野 貴之 君		
保健福祉部長	野崎 勇一 君	保健福祉政策課長	種子島 進矢 君
子育て支援課長	村岡 新一 君	長寿介護課長	富田 正人 君
障害福祉課長	富吉 有香 君	健康増進課長	鮫島 真奈美 君
子育て支援課主幹	米元 利貴 君	子育て支援課主幹	中村 真貴子 君
長寿介護課主幹	田口 寿隆 君	障害福祉課主幹	富永 良 君
健康増進課主幹	赤水 聡 君	保健福祉政策課政策G長	安田 一騎 君
長寿介護課介護給付G主査	窪田 宗摩 君		
農林水産部長	寶徳 太 君	農政畜産課長	有村 浩 君
農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君	農政畜産課主幹	宮原 博和 君
農政畜産課主幹	久米村 博文 君		
商工観光部長	立野 博 君	商工振興課長	肥後 克典 君
商工振興課特任課長	山口 留美子 君	商工振興課主幹	川野 洋也 君
建設部長	三島 由起博 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
土木課長	笛田 純一 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
土木課主幹	臼井 健二 君	土木課主幹	徳重 和博 君
建設政策課政策G主任技師	戸越 誠也 君	土木課道路整備第2GSL	園田 宣仁 君
消防局長	川崎 敏朗 君	警防課長	福元 和博 君

情報指令課課長	小野池 章 君	消防本部総務課経理係長	田中 智絵 君
警防課課長補佐	日原 秀顕 君	警防課消防団係長	鳥丸 一作 君
警防課消防団係主査	林 憲一 君		
教育部長	上小園 拓也 君	教育総務課長	林元 義文 君
学校教育課長	山口 良二 君	学校給食課長	柳田 謙一郎 君
社会教育課長	久木田 勇 君	国分中央高等学校事務長	山下 美保 君
教育総務課主幹	迫 則男 君	学校教育課課長補佐	寺田 繁樹 君
学校教育課課長補佐	二宮 紀仁 君	社会教育課課長補佐	東 和美 君
学校給食課主幹	塩川 辰史 君	学校給食課主幹	住吉 一郎 君
社会教育課主幹	井上 寛昭 君	国分中央高等学校主幹	岩田 友美 君
学校教育課教育DX推進室指導主事	川内 孝 君	学校教育課教育DX推進室主任主事	加治屋 佑樹 君
選挙管理委員会事務局長	脇 伸宏 君	選挙管理委員会事務局主幹	猪俣 利博 君
上下水道部長	秋窪 達郎 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	上下水道総務課主幹	蔵原 寛久 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	水道工務課主幹	岩元 陽一 君
水道工務課主幹	渡部 司 君	水道工務課主幹	清藤 明夫 君
水道工務課工務第1GSL	崎山 康仁 君	水道工務課工務第2GSL	岩城 宣丈 君
上下水道総務課政策G主査	山下 より子 君	上下水道総務課政策G主任主事	小山下 唯紀 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第56号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

議案第57号 令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（久木田大和君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る6月17日の本会議で付託されました補正予算関係議案2件の審査を行います。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第56号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第56号、令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、総括の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算(第1号)についての総括をご説明申し上げます。この補正予算は物価高騰等緊急対応策第2弾に要する経費のほか、各種施設整備に要する経費や国庫補助事業の採択状況に基づく財源組替等を主なものとしています。歳入につきましては、特定財源としてそれぞれの事業の実施に伴う国庫補助金、市債等を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ4億3,751万4,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ810億9,751万4,000円とするほか、第2表で繰越明許費の追加を、第3表で地方債の変更を行おうとするものです。なお、今回、複数の事業で財源組替を行っています。これは、国の補助事業の採択状況にあわせ、発行最終年度である合併特例債を可能な限り充当する方向で財源を組み替えるものです。財源組替につきましては、この総括にて一括してのご審査をお願いします。詳細につき

ましては、引き続き、財政課長がご説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（末増あおい君）

令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、財源組替を計上している4事業について、財政課において一括してご説明します。（仮称）霧島市総合保健センター整備事業及び霧島市民会館管理運営事業の2事業につきましては、国庫補助金の採択額が当初予算で計上していた額より少額となったことから、国庫補助金を減額計上し、合併特例債を増額計上しています（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業につきましては、発行最終年度である合併特例債の上限額を考慮し、衛生施設整備基金繰入金を減額計上し、合併特例債を増額計上しています消防署等管理事業につきましては、当初予算時点は採択の見込みが低く、予算化しなかった消防防災施設整備費補助金が採択となりましたので、国庫補助金を増額計上し、合併特例債を減額計上しています。今回の補正では、国庫補助金等が総額で減額となっていますが、それ以上に市債が増額となっていることから、全体として財政調整基金繰入金を減額計上しているところです。以上で、説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから総括に対する質疑に入ります。なお先日お知らせしましたとおり財源組替えの質疑は各課ではなく総括でお願いいたします。また質疑及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

保健センターの財源組替えについてまずお尋ねをします。補助額が減額になって合併特例債が増額になっているというこの現状があるわけですがけれども、国費の減になった背景というのがどういったものなのか少し詳しく御説明いただけますか。

○財政課長（末増あおい君）

すいません国費のほうはもう採択率が低かったということでした、何か要因があって減ったというわけではないです。最近採択率が低くて申請していたものの、今回これでいいですよと、保健センターでいいですよと40%程度しか補助金がつかなかったものですから、その分を減額しまして合併特例債に振替たという形です。

○委員（松枝正浩君）

了解いたしました。もともと想定していたものよりも額が率が低くきたというようなことであるわけですね。分かりました。その影響によって合併特例債が増えているわけでありますけれども、増える中でいろいろ計画をなさっているものがあると思います。そういったものへの影響というのがあるのかどうかお示しいただけますでしょうか。

○財政課長（末増あおい君）

令和7年度に合併特例債を充当している国庫補助事業に伴う事業につきましては、令和6年度にも同様の事業補助金をもらっているんですけども、その採択状況が令和6年度においても低い状況でした。このようなことから令和7年度においても同様に要望より低い採択となった場合、その不足分について合併特例債を追加で予算措置することを想定していたことから、当初予算においては発行上限いっぱいまでは予算化していないので、余裕がありましたので、ほかの事業に影響を及ぼすことはありません。

○委員（松枝正浩君）

市全体における、決算でもあったわけですがけれども、かなり採択が低い状況で各課影響を受けているという状況もあるわけであります。そういう中で、当然に国に対しての要望等ですね、しっかりつけてください。全国どこの自治体もだと思えますけれども、こういった要望ですねどのような状況であるのかですね。令和7年度ですかね、の今後のこういう状況を踏まえての要望等の状況というのが見通し含めてどのようになっているのかお示しいただけますか。

○財政課長（末増あおい君）

令和7年度の当初分につきましてはもう採択ほとんど終わっている状況ですので、これが増えるということはないかと思うんですけれども、今後また補正などがありましたらその分で追加で要望していくことになると思います。

○委員（松枝正浩君）

市長等がしっかりですね、今後の令和8年度まであるわけですのでこの令和7年度に限ってもそうでありますけれども、今後しっかりとその財源措置をするような求めをですね、国にお願いをしておきたいと思います。以上です。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいのがですね、今松枝委員のほうからもあったんですけれども、各事業によって当初の国庫補助のほうの関係が採択率が少なかったりとか、それはもう社会情勢で当然変化をするというのは理解をしているつもりです。そういう中で今回、補正予算ということで財源組替えをされたわけなんですけれども、これまでの合併特例債のマックスが530億円でしたかね、だからこれがどういうふう今回の補正でどのように変化をしていくのか。また先ほど財政課長おっしゃったようにまだマックスではないんですけれども、やはり最終年度というふうになるとですね、全部使い切るのか、それとも必要に応じて使わなきゃいかんんですけど、大体どれぐらいの見通しといたしますか、今年度までですね、見ていらっしゃるのかお示しいただけますか。あくまでも見通しですので。

○財政課長（末増あおい君）

今回の第1号補正での合併特例債の計上額が約10億円程度になります。当初予算の時点で519億程度でありましたので、今回予算計上した額でいいますとそれを全て発行しますと約529億円の発行額になります。発行上限までは残り約1億円となりますので、ほぼ活用済みということになります。また今後、事業費の増減などもあろうかと思しますのでそちらで活用していくことになろうと思います。

○委員（前川原正人君）

ほぼマックスに近いような形になるであろうということで、あくまでも見通しですので、まだ確定ではないですけれども、1番怖いのはですね、やはり何ていうんでしょう。合併特例債に振り分けるということは、これももう毎年延ばされてきてですね、最初は10年間というのがあったわけですよ。それがどんどんどんどん伸ばされてきて、それで行政の財政が一つは回っているというのがあります。有利な財源を使うというのはもう当然のことなんですけれども、要は後のこの財政経営健全化計画との整合性ですね。ここがどういうふうになるのかというのも、まだ今の時点では分からないと思います。分からないけど、ある一定程度見通しとしては大体こういうふうになるであろう。これぐらいのキャパあるであろうというのが計画として、あくまでも計画ですので、まだ進んでる段階ですので、ここで確定では言えないですけど、その辺についての見通し等についてどうお考えなのかお聴きをしておきたいと思います。

○財政課長（末増あおい君）

令和6年2月に霧島市経営健全化計画第4次の改定を行った際に、合併特例債の発行上限額530億円までを発行した場合で計画のほうは作っておりますので、こちらのほうはその他のその当時に想定し得なかった状況などもございますけれども、この起債の関係で、地方債の関係で言えば計画どおりに進んでいると思っております。

○委員（前川原正人君）

最終的に今度は清算していくことになると思うんですね。最後はですよ。最後は精算をするんですが、その辺についてはまだ見通しという点では見えてないんですか。あくまでも財政健全化計画のほうでの整合性もあわせて、整合性も当然図っていかなきゃいかんですが、まだ今の時点ではそういうことはまだ論じることはできないという理解でよろしいんですか。

○財政課長（末増あおい君）

今回も大きな金額の地方債を発行しますが、その他の既存の事業、起債のほうが減っていきますので、例えば臨時財政対策債などでいいですよと何十億と発行していた時期もあったんですけども、令和7年度はなくなっておりますので、そのようなところを踏まえ、公債費のほうもそれほど増えていかないと。今回の発行によって若干一旦は上がると思いますが、今後順調に減っていくと思います。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、財政調整基金ですね、財調のほうも今回減額を予定をされているわけですが、この財政調整基金のほうの動きというのがどのように変化をするということで見えていらっしゃいますか。

○財政課長（末増あおい君）

年度末残高ということでよろしいですか。はい。当初予算時点で35億1,000万を取崩しておりまして、その時点での令和7年度末残高は約44億4,000万円の予定でした。今回の補正で約2億4,000万のほうを減額計上していますので、現時点における令和7年度末の残高は約46億9,000万円になる予定です。

○委員（藤田直仁君）

今回のエネルギー等価格高騰対策事業としては保健福祉部の一定の事業を中心にお金が配分されているようです。特にもう決まった店舗に対しての予算組みでありますけれども、今回このような形で、この福祉部の部分に力を入れている部分は何か意図があれば御説明願えませんかでしょうか。

○財政課長（末増あおい君）

今回の臨時交付金に関しましては、主な事業といたしましては、医療機関などのように公定価格が付されておりまして、事業所の判断では物価高騰分を収入の部分に価格を反映できない事業所を中心に臨時交付金を充当した事業を実施しているところです。

○委員（野村和人君）

財源組替えという扱いなのかどうかなんですが、説明資料5ページの中央高校維持管理事業の中で財源として雑入の中でマイナス計上という形になっています。ここがちょっと意味がよく分からないんですけど御説明はここでもよろしかったでしょうか。

○財政課長（末増あおい君）

すいません。また具体的には教育委員会のほうでお尋ねいただきたいんですけども、中央高校の空調設備電気使用料、今回から空調に係るものを、これまで保護者負担であった、PTA負担であったものを市で全てを措置することになったんですけども、これは当初予算で空調の電気使用料としてPTAからの雑入を歳出に充当するように予算計上しておりましたので、今回から市が全額負担ということになりまして、その分を減額計上しまして一般財源に振替たということになります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時18分」

「再 開 午前 9時20分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（藤崎勝清君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画部所管の予算概要について、説明します。今回の補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和6年度

繰越分)を活用し、地域政策課において、事業1件を実施しようとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、審査賜りますようお願いいたします。

○地域政策課長(森山勇樹君)

地域政策課関係について説明します。地域政策課関係経費について、一般会計補正予算書(第1号)の3ページ、一般会計補正予算(第1号)に関する説明書の8ページ、30~31ページ、一般会計補正予算(第1号)説明資料の9ページ、新規事業等概略図の8ページに記載しています。それでは、歳出補正の内容について、一般会計補正予算(第1号)説明資料に基づき説明します。9ページをご覧ください。2段目の(目)環境対策費において、省エネ家電買換支援事業として、5,000万円の増額を計上しています。内容としましては、消費電力の大きい電化製品から省エネ性能の高い製品へ買い換える。市民及び事業者に補助金を交付することにより、家庭や事業所における電気の消費を抑制し、エネルギー費用負担の軽減を図るとともに、ゼロカーボンシティの実現に資するものです。特定財源として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,750万円を充当することとしています。次に、一般会計補正予算(第1号)新規事業等概略図に基づき、事業の概要を説明します。8ページをご覧ください。2事業内容につきましては、補助対象を、既存の電化製品(冷蔵庫、エアコン、照明器具)を買換えて、市内の住居または事業所に設置されるもの、省エネ基準達成率が70%以上であって市内の店舗で購入する新品としており、補助対象経費は、家電製品の本体購入費と設置工事費で、消費税やクーポン割引などは除くこととしています。令和6年度の買換支援事業では、市民のみを補助対象者としていましたが、本年度の事業は市民及び市内に所在する事業所を運営する事業者を対象としており、いずれも市税の滞納がないことが要件です。3事業費内訳につきましては、予算総額5,000万円のうち、4,500万円が補助金であり、補助率は家電製品購入総額の3分の1以内、補助限度額は、省エネ基準達成率が100%以上である省エネ性マークがグリーンのものを上限3万円、100%未満であるオレンジのものを上限2万円としています。4スケジュールにつきましては、本年9月1日から11月28日まで事前申込を受け、購入対象期間は、令和6年度の買換支援事業の購入・設置期間であった令和7年2月13日の翌日2月14日から令和8年2月13日までとしており、物価高騰に対する生活者支援に切れ目がないように設定しています。手続きの流れは、昨年度と同様、ここに記載のとおりですが、申請書に添付が必要な書類につきましては、昨年度事業より簡素化していますので、申請者の負担は軽減されるものと考えています。以上で、説明を終わります。

○委員長(久木田大和君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(松枝正浩君)

継続の事業になっているわけですがけれども、前回の事業の内部における評価ですね、どういう評価があって今回のこの継続の事業に至っているのか、お示しいただけますか。

○地域政策課主幹(鬼塚友弘君)

まず、昨年度の実績を申し上げます。補助金の交付件数が1,559件でございました。交付額は4,342万4,000円。1申請者当たりの平均の補助額ですがけれども、2万7,853円です。交付申請の際に、申請者の方にアンケートをとっておりまして、この買換えによって、生活のほうが支えられるというかですね、電化電気の料金が下がるかどうかと、そういうものにつながるかというアンケートをとっております。93%の方がつながると思うということで、数%は分からないとか、つながらないという方もいらっしゃいましたけれども、ほとんどの方が、そういった形で、電気の使用料の低減につながるということ、あと窓口でもですね、感謝のお話を頂いたりとか、お手紙を頂いたりとかということで、非常に市民の方々から方々から喜ばれたということです。あと、CO₂の削減のところでは、言いますと、大体、115tぐらいのCO₂の削減が年間図られるということで期待しているところで、今年度についても継続して事業を実施するものでございます。

○委員(松枝正浩君)

分かりました。非常にこの事業を継続するに当たっての根拠というものがしっかりととられてい

ることが今、分かったわけであります。このポンチ絵の中であります。今度のこの6月議会の議決を経て7月2日に最終本会議がありますので、議決を経てからの期間が少しあるわけですが、この令和7年9月1日からの事前の申請というのがありますけれども、この日付の設定というのは、どのようなことで、この9月1日となっているのか、お示しいただけますか。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

まず、表決が7月2日になります。当然その予算の執行も7月2日以降になるわけですが、まずチラシの製作等を行います。広報誌等で市民の方々に周知をしていくということで、相応の期間が必要です。見切りで余りスタートするとですね、知らなかったという方もいらっしゃいますので、十分に周知の期間をとってから、9月1日から申込みをしようということで設定しております。

○委員（松枝正浩君）

説明資料の9ページですが、この事業の内訳が書いてあります。報酬、職員手当とありますが、どのような人数体制でこの事業を運営されていくのかお示しいただけますか。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

8月1日から専用のコールセンターを設けることとしております。その従事者につきましては、会計年度任用職員2名を配置をいたします。月に16日程度の勤務としておりますので、最低1名はコールセンターに従事して、ローテーションしながらやっていただくことになります。で、当然その申請とか問合せが多い時期、こういったところは、しっかり2人置いて、それが少なくなる時期については、1人とかという形で、市民の方の利便性が図られるように調整しながらやりたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

この申請書のことでお伺いしますが、補助金の申請書はどの補助金の申請についても非常に面倒くさいというのは、まず頭の中に来るんですけども、ちょっと笑い話にもならないかなるのか分かりませんが、ある方が申請書をその電気屋さんに持っていったら、こんな面倒くさい申請するんだったらもう私が3万円まけますからという話になって、それで3万円まけてもらって、やはりこの申請書を出してきて、結局6万円安くなったというような話を聞いたことがあるんですけども、先ほど説明の中で申請書を簡素化したということがありますが、どの程度どういうふうになったのか教えてください。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

交付申請書の様式自体はほとんど変えておりません。添付資料を簡素化しております。昨年度必要としていたものが領収書、それと、設置前の写真、設置後の写真、それと保証書、それからリサイクル券、あとその口座の写しとしておりましたけれども、今年度につきましては、事前の写真は添付を求めない。それと、保証書についても、レシート等に型番が出てきますので、それでしっかり確認ができるということ。あと、エアコンと冷蔵庫については、処分した際にリサイクル券というものが発行されますので、事前に設置がされたということが、しっかり確認ができますのでその二つについては割愛しております。

○委員（前川原正人君）

先ほどそれぞれ説明頂いたわけですが、今回の省エネ家電買換え支援事業、継続事業ということで、昨年度も実施をされた実績があるということですが、今回の特徴的な部分については、昨年は一般家庭のみと、今回は事業所のみということになるんですけど、事業所、一般家庭という事業所でしょう。両方でしょ。だから、今回は事業所が入ってるわけですね。去年は一般家庭のみというふうになってるわけですが、昨年、私は入院中でしたけど話が出てきたのが、やはり早い者勝ちみたいな形になってるんですね。予算の範囲内で配分をするという施策を打っていくということはもう当然のことなんですけど、やはりこの公平性という点から見たときに、やはり申請主義ですのでそこはもう仕方がない部分もありますけれども、このバランスをどうとっていくのかというのがやはり課題になってくると思うんですけど、その辺についてはどうお考えなん

ですか。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

昨年度の事業につきましては、3回に分けて、6月、8月、11月、それぞれ1か月間ずつ事前の申込みをとりまして、その申込みが予算を超える場合は抽せんをするということで早い者勝ちではありません。抽せんをするということだったんですけれども、予算の枠を超えませんでしたので、申し込んだ対象になる全ての方に補助金があったということでございます。今年度につきましては、3か月間、事前の申込み期間を9月1日から11月28日までとりまして、締め切った後に、予算を超える場合は抽せんを行います。仮に、予算が余った場合につきましては、それ以降も随時申請を受け付けることとしております。

○委員（野村和人君）

昨年の事業の条件として、100%だけになったのかなというふうに思いますけど、今回70%も組み入れた背景について御説明いただけますか。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

省エネ基準達成率100%以上というものを昨年度対象にしておりました。市民の方から御意見がありまして、100%以上の性能が高いやつはやはり高いということでなかなか買えないというお話がございましたので、今年度70%以上も補助に加えるということで、幅広く活用いただけたらと思っております。

○委員（野村和人君）

申請しようとして100%ではなかったという形で申請を断念された方がどのくらいおられるのか御存じですか。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

事前申込みにつきましては、もう全て100%いってる製品でないと事前申込みはできないということにしておりました。事前の問合せの中で、この製品なんだけどどうでしょうかという話があって、それ100%いってませんので対象になりませんということで、お断りしたのが、まずそこそこ数はあったと思います。ちょっと件数は数えておりませんけれども、数十件あったと思います。

○委員（野村和人君）

前回もですね、そこがちょっと告知が不足してたように私は感じておりました。改めて今度は70%を設けたので多くの方々に御利用いただけるんじゃないかなと思いますけども、告知のほうもぜひ丁寧をお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

先ほどのちょっと確認になるんですけど、このポンチ絵の中で、4,500万円が補助金と3万円を1,100件、2万円を600件、合計1,700件ということになるんですけど、予定としては事業所が何業者とかいうのも一つの目安として持っていらっしゃるんですか。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

あくまでも想定でありますけれども、この3万円のほうが1,000件が市民の方、100件が事業者の方、2万円のほうが500件が市民の方、100件が事業者の方ということで想定して予算を計上しております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は例えば市民のほうが900件になった場合、これもまたやっていない中で論じるのはどうかと思うんですけど、例えば市民の方が900件でしたと。締め切ってですね。この事業所のほうがやはり多くなったと。ということはそういう振り分けもあり得るという理解でよろしいですか。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

特段ですね市民枠とか、事業者枠というのを設けておりませんので、申請きた方で、不備のないものであれば、皆さん対象になると。それで予算枠を超える場合は、どうしても抽せんになってしまうということになります。

○委員（木野田誠君）

前回は 100%、補助金交付できたということですが、今回の場合はこっちへ見ると、今年の 2 月 14 日から購入された方も、抽せんに参加するという形になってくるわけですが、抽せんが 12 月にあって、漏れる可能性の方も出てくるわけですね。

前回のときも、我々も申し込もうかなと思ったけども、同僚が「木野田さん、当たるかどうか分からんよ」というようなことで、それなら面倒くさいなっちゃうことでやめた経緯もあったんですけども。この漏れる方も出てくる可能性もあるわけですが、書類はちゃんとそろってですね。そういうところの救済と言えはおかしいですけども、100%に行くような、ちゃんとその漏れた方は漏れた方ですばつと切るのかどうかその辺をどういうふうに考えてらっしゃるか、お示してください。

○地域政策課主幹（鬼塚友弘君）

申込みにつきましては締切りである 11 月 28 日まで、待って見ないと分からないというところがあります。途中経過で非常に人気が高くて、予算枠を早期に超えそうであれば、もしかすると補正とかお願いすることもあるかと思います。後で救済するというのがなかなかちょっと難しいと思いますので、経過を見ながらまた部内で検討させていただきたい。

○委員（木野田誠君）

せっかくの制度ですので、そういうような早めに、必要であれば補正を組むなりして対応、やはりなるべく皆さんに行き当たるような方法でやっていただきたいと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで企画部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9 時 4 0 分」

「再 開 午前 9 時 4 1 分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第 56 号令和 7 年度霧島市一般会計補正予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、ご説明いたします。歳入については、諸収入と市債を増額するものです。歳出については、コミュニティ助成事業の経費並びに国分斎場建屋等の屋上及び外壁等の改修工事に必要な設計業務に要する経費を計上するものです。そのほか、繰越明許費の補正を行うものです。詳細については、引き続き、関係課長がそれぞれ説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

市民活動推進課に関する令和 7 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算に関する説明書は 20 ページから 21 ページ、予算説明資料は 1 ページです。共生協働推進費の共生・協働推進総務管理事務事業において、国分・川内地区自治公民館に対する活動備品の整備のための補助金 180 万円を計上しています。これについては、一般財団法人自治総合センターが実施している令和 7 年度一般コミュニティ助成事業に、昨年 10 月、本市が申請していたもので、本年 4 月に決定通知があったことから、今定例会で補正予算を計上するものです。具体的な内容については、ノートパソコン 1 台、単焦点プロジェクタ 1 台、折り畳み椅子 30 脚、折り畳み式テーブル台車 4 台などを整備するものです。歳入については、予算書の 2 ページをご覧ください。雑入でコミュニティ助成事業として、当該財団より県を通じて、事業費と同額の 180 万円を充当しようとするものです。以上で説明を終わります。

○環境衛生課長（四本 久君）

環境衛生課所管に関する令和 7 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算説明資

料の3ページ、予算に関する説明書の18ページから19ページ、30ページから31ページ、予算書の4ページになります。まず、予算説明資料の3ページをご覧ください。国分斎場管理運営事業につきましては、国分斎場の屋上及び外壁の老朽化に伴い雨漏りが頻発しているため、当該雨漏り補修工事を行うにあたり、必要となる設計業務委託料250万円を計上しています。財源につきましては、特定財源として、公共施設等適正管理推進事業債220万円を計上しています。予算書の5ページ、予算に関する説明書の6ページから7ページ、予算説明資料の3ページに記載しております。次に、予算書の4ページをご覧ください。繰越明許費補正につきましては、(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業の市道付替え工事について、年度内に完了することが困難であると見込まれるため、繰り越すものです。以上で、説明を終わります。

○委員(松枝正浩君)

市民活動推進課にまずお尋ねします。口述の中に昨年の10月に申請をして、4月に決定が来たということでもありますけれども、これは1件だけの申請だったのか、何件申請があって1件となったのか、状況を少し御説明いただけますか。

○市民活動推進課長(吉永利行君)

こちらの事業につきましては、4申請がございました。四つの中から、そのうち申請を行ったのは2地区でございます。令和6年度までは3地区、申請できたんですが、令和7年度から2地区になっておりますので、今回は2地区を選定して申請したところです。

○委員(松枝正浩君)

2地区を申請して、1地区だったということによろしいわけですね。

○市民活動推進課長(吉永利行君)

はい、2地区を申請いたしまして、採択されたのが1地区でございました。

○委員(野村和人君)

国分斎場についてお伺いします。資料出していただいたものを見ると、屋根の防水工事、それから外壁、この250って、意外に安く正直感じます。内訳をちょっと御説明いただけますか。

○環境衛生課衛生施設グループ長(塩満慶太君)

今回補正を上げさせていただいてる250万円は、当該屋根の防水・保水であるとか、外壁のクラックを補修するためにどのような工法がいいかというところの設計の委託料になります。

○委員(前川原正人君)

先ほど吉永課長のほうから説明を頂きました、この共生協働推進費で180万円。これはコミュニティ助成事業ということで説明を頂いたわけですが、パソコンとプロジェクターほか、活動の備品ということで、今回予算計上があるのですが、これはあくまでもその地域の申請に基づいた申請で今回の予算措置という理解でよろしいですか。

○市民活動推進課長(吉永利行君)

こちらも国分の川内地区から申請があがったものをそのまま申請しております。

○委員(前川原正人君)

すると、それはもうそれがかなうわけですので地区にとっては、喜ばしいことなんですけれども、これが大体、いわゆる許容年数というんですかね。どれだけ使いなさいという最低限のラインがあったと思うんですね。もう買い与えて終わりじゃなくて、例えば最低でも、これはもう、金に伴いますので、大事に長く使っていただいて活用していただくというのが、もう当然のことなんですけど、大体どれぐらいの、消耗品といえばそこまでですけど、どれぐらいの許容の年数ということで、何か条件が付されているわけですか。

○市民活動推進課長(吉永利行君)

申し訳ございません。許容年数といいますか、耐用年数自体は把握しておりませんが、恐らく購入するものによって、やはり耐用年数自体は異なってくると思いますので、これは何年使いなさいという数字をちょっと把握した記憶はないのですが、またそれについては確認させていただ

きたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、先ほど火葬場の関係で、今回 250 万円を公共施設等適正管理推進事業費ということで予算計上があるのですが、これは、あくまでも委託料であって、また次の展開が当然出てくるという、そういう理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

今回につきましては、あくまで設計委託で、実際の防水工事あるいは外壁工事については、この設計委託料に基づいて予算計上させていただくというようなことで考えております。

○委員（前川原正人君）

実際のところ、平たく言えば、今現状がどうなのか、だからどれぐらいの手が入ればまた改善できるのかという、下準備的な部分もあると思うんですが、そうすると、それはもうやってみないと分からない部分ですけども、大体この見込みとして、工事費が幾らになるかというのも、この設計の中で分かっていくと思うんですが、行政としては、入札等の関係もありますけれども、どれぐらいのキャパを考えていらっしゃるんですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

大体、本当に実際には設計して、もう少し詳しく劣化状況を見ないと分からないというところはあると思うんですが、若干 1 億円を超えるような、屋根の防水をやりかえる、あるいは外壁も全面的にやりかえると。外壁を全面的にというのは防水の面で全面的にやり替えるというようなことを考えますと、それぐらいは十分行くのではないかというふうに考えています。

○委員（前川原正人君）

これは年度内にやるのか、それともまた新たな率のいいというか、財源措置をまた見つけていくのか、ある一定程度、大体こういうふうになるであろうという見込みの上での財源の確保というのは当然必要になってくると思うんですが、問題はそこは今、それが問題ではなくて、今度は一番市民の関心があるのは、茶毘に付される場所ですので、その業務にやはり、いわゆる支障があってはならないわけで、そこをどう担保するのかという部分が出てくるんですが、そういうことも今後の課題ということで、今のところの予測、推移というのは、もちろん考えられていらっしゃると思いますけれども、1 億円以上が掛かっていくだろうとなると相当な大規模工事になるというのは理解をするところですけど、稼働をやめるわけにはいきませんので、その辺についてはどのようにお考えなのかお示しいただけますか。

○環境衛生課長（四本 久君）

この工事については、私ども環境衛生課だけではなかなか専門的な知識がないものですから、建築住宅課のほうとも協議をして進めているという状況でございます。その中で、委員おっしゃるような、国分斎場をとめられないというようなことがございますので、これについては十分、入り口の部分については、足場をかけないとか、そういうような形で工事が進んでいく。ただ、どうしても、保護シート掛けたりしますので、中のほうは若干暗くはなるんですけど、通常の業務には支障はないというような形の進め方を考えております。

○委員（木野田誠君）

この自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業は、これは補助率は、事業費の何%が 180 万円になってるのか教えてください。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

上限が 250 万円。100 万円から 250 万円の間なんですけど、この間であれば 100%助成できるということでございます。

○委員（木野田誠君）

では、180 万円 100%ということですね。はい、分かりました。それとこの斎場ですけども、築何年ぐらい今たっているんですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

国分斎場につきましては、平成2年からの供用開始になっておりますので、35年程度というような状況でございます。

○委員（池田綱雄君）

写真でありますよね。屋上がコンクリートごと防水が剥がれたと。写真を見ても、今、始まったようなことじゃないと思いますけど。いつ頃からこういう状態にあったのか、まずお尋ねいたします。

○環境衛生課長（四本 久君）

雨漏りについては、ちょっと遡って確認したら、軽い部分にはなりますけど、平成29年度に小規模な補修をしてるようでございます。その頃には、ちょっともう劣化もかなりやはり、平成2年からの供用開始ですので、進んでいたのかなというような状況でございます。

○委員（池田綱雄君）

平成29年、そこから雨漏りはもう続いてたんですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

小規模な雨漏りということで、若干そういうような手直しをしながら、今、今日まで運営をしてきたという状況でございます。

○委員（池田綱雄君）

指定管理者が4月から変わりましたよね。変わった途端にこういうのが出てくるというのはどうしてなのかなというふうに思う一人です。だから当然、斎場ですから、ちゃんと修理をするところはしないといけないのですが、もっと前になぜできなかったのかお尋ねいたします。

○市民環境部長（末松正純君）

今、課長が説明したとおり、平成29年頃からのことなんですが、そのときも、前の指定管理の福島さんと連携しながら、屋根自体が部分部分といいますか、補修自体も、雨漏りがあるところをちょっと対症的にやってきたというような経緯があります。その中で、まずは優先するのは炉の入替えから優先しなきゃいけないだろうということで、炉の入替えをほぼ3年間、計画的にやってきたという経緯があります。それ以前に遡りますと、ユニバーサルデザイン事業を使って、バリアフリー化というのを、以前、合併後にやっております。さらにもうちょっと遡れば、合併したことによって、溝辺地区であるとか、牧園、横川地区の方も受け入れるということで、炉の増設とかもやっています。そういうふうに、平成2年からこの施設を供用開始しまして、それぞれの時代時代に応じて、指定管理者の方とお話をしながら、対応してきた経緯がありました。そうこうしている内に、もう建物自体も35年経過するような状況になってきましたので、当然、鉄筋コンクリート造りということでもありますから、そろそろ大規模改修を入れなきゃいけない時期にちょうど差しかかってきているということでございまして、指定管理者が変わったからこれを急に始めたというよりは、年次的にバランスをとりながら、順番に修繕をしてきて、最終的に残ったその外壁部分とか、外回りの部分を大規模にやって、また、長いこと、80年鉄筋コンクリートづくりであれば80年使いなさいという計画があって、大体30年で大規模改修をして、また55年で大規模改修をしてという、そういうような一つの指針もありますから、その辺にのっとって今やっているというような状況であります。

○委員（池田綱雄君）

前からこういう状態だっただろうと思いますが、建設事業者が指定管理者になりましたよね。だからそっちのほうから、あっちこっちこういう改修が出てくるのではないかなと危惧するわけですよ。だからそこら辺は十分、気をつけておいてもらいたいなとあまりにも何かこう、指定管理者がかわって、早速こういうのが始まったというのは、私もそうならせんかなあとは思っていたんだけど、そこら辺を十分注意しておいてもらいたい。私もちゃんと見ておきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員（木野田誠君）

もう一回、コミュニティ助成事業についてお伺いしますけれども、口述で、この川内地区を含めて2地区を申請したと。1地区は採用になったという説明ですけれども、この1地区、川内に決まった要因というか、そこら辺の流れを説明いただけますか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

それは2地区が1地区採択されたっていうことでしょうか。申し訳ございません。一応こちらとしては2地区申請を上げたんですが、先ほどの財団のほうで1地区が採択されたということで、もう一つが採択されなかった理由については伺っていないところでございます。

○委員（木野田誠君）

その申請された事業金額ですよね、それは両方とも恐らく違いがあったと思うんですが、その辺の金銭的な違いというのはどういうふうになっていたのですか。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

横川地区の自治公民館連絡協議会、これが草刈り機、ラジコンモアとかいったものを申請いたしました。この金額は240万円で申請いたしました。

○委員（藤田直仁君）

前川原議員の関連なんですが、先ほどの助成事業で購入した備品については、恐らく助成金で買ってるので、何らかの制限期間というのはあると思うんですよ。その制限期間が切れた後の処分についてはどのようにすればいいかというのもあわせて、今分かっていれば答えてもらえばいいんですが、どういう処分の仕方をしていいのか、要するに自由に売り払ってもいいのか、勝手に捨てていいのか、それとも何らかの制限があるのかというのを分ければ教えてください。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

特に、この実施要綱につきましては、まずこの事業自体が宝くじの受託業収入を財源としているということで、まず、この宝くじの収益でやっているんだということを、市の広報誌、そして備品とか、例えばソフト事業、イベントなどのソフト事業には、この宝くじの財源を使っていますよっていう広報をしてくださいというのがまずメインでありまして、それ以外に、あともう備品が採択されて、備品購入した後の、この事業についての取得した備品等についての縛りというのは実施要綱には特にないので、あとは地区自治公民館がどういうふうな処分するのかとか、そういうふうなことになるのかと考えています。

○委員（藤田直仁君）

その実施要綱には書かれてないかもしれないんでしょうけども、普通助成事業で買ったものに関して、何もその制限がないという、逆に悪い言い方をすると、転売してもいいわけですよね。何もその縛りがなければですよ。もう一度そこを確実に確認してお答えいただいてよろしいでしょうか。

○市民環境部長（末松正純君）

今、主幹が言ったとおり、その事業の要綱としてはちょっと見当たらないところあるとは思いますが。ただ一般的に、いろんな施設であったり、備品であったり、補助事業を活用してやったものについては、耐用年数期間中はちゃんと使い切らないと、それ以前に処分をするというようなことになれば、補助金の返納とか、そういうのがありますので、それに準じて行われるべきものだというふうに思っております。ただ、物は、備品、こういう機材とかそういうものですので、一般的な建物とか、そういったようなものとは耐用年数とは違っているとは思いますが、基本的にはもう、通常の行政の補助事業のやり方に準じてやるのが正しいやり方だと思っています。

○委員（有村隆志君）

すいません、口述書の中にあります繰越明許費の補正で、(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業の市道付替え工事で年度内に完了することが困難であるということでありました。この理由と、多分、全体の整備していく順番をちょっと整理されたのかなと思いますけれども、それで、運用開始に響くのか、そこら辺を教えてください。

○環境衛生課長（四本 久君）

クリーンセンターの市道付け替え工事についてということで、当初私どもは川崎重工東洋建設のですねJVですね。こちらのほうと協議をしていく中で、実はこの今の資料を、御手元に配付した資料の薄くピンクで色づけた部分が、いわゆる今回市道付け替え工事をする対象部分ということで予定しておりますが、ここに大きなクレーンが座っておりまして、これが6月には撤去されるということで、もう今日現在撤去されて、今ない状態でございます。クレーンが撤去された後は、市道付け替え工事に入れるのではないかなというようにことで協議をしてまいりました。ところが、この図面の中に、右上のほうに灯油タンクという燃料貯留槽ですね、灯油タンクとか、あるいは黄緑で線を引いたところが、いわゆるクリーンセンターと、今度の市道の境目になる境界になるんですが、ここに擁壁を組んで、どうしても段差が一番高いところで80cmぐらいできるということで、擁壁を組むという工事が残っておりまして、この関係で、どうしても市道付け替え工事のほうにちょっと入れないという状況がございました。10月1日というか、9月末をもって、JVのほうから市のほうに、この工事現場というか、この市道付け替え工事ができるような引渡しというように形で今協議をしておりまして、そこから、この市道付け替え工事を行いますと、大体工期が8か月というようにすることで、どうしても5月ぐらいまで、4月、5月ぐらいまでは市道付け替え工事がかかるというようにすることで、今回繰越しを設定したというようにことでございます。当然、この間には試運転ということで、今年の12月からは、ごみを実際に投入するというようなこと。あるいは、3月からは、本格的に供用開始というように状況がございまして、そのクリーンセンターの利用には影響がないような、そういうような工事を進めていくということで計画しております。

○委員（有村隆志君）

それは、工事がきちっと完成する予定ですがけれども、一部、整備ができないような形の。使えるけれども、きちっと整理した整備ではないというところがあるということですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

実際にはこの市道については、一部使えないところが出てまいりますので、使える範囲といいいますか、市道付け替え工事をしながら、クリーンセンターを利用していくというように状況でございます。

○委員（木野田誠君）

飛び飛びですいません。一般財団法人自治総合センターは、このコミュニティ助成事業について、年間というか、総額幾らの事業費をもって募集しているのか、分かったら教えてください。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

申し訳ございません。総額まではちょっと確認はしてないところでございます[16ページに答弁あり]。

○委員（木野田誠君）

ちょっと質問を変えますけれども、かなりの事業費をもってこの募集をしているのかどうか。分かりますか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

先ほどのコミュニティなんですが、コミュニティの中にもいろいろ助成事業が七つほどございます。今回は一般コミュニティなんですが、そのほかのコミュニティなども踏まえまして、また一つの中に上限2,000万円とかいう大きな補助事業もございまして、総額としてはかなり大きな額になるかと思うんですが、これは一応霧島市だけではなく、全国的な事業でございまして、財団法人自体がどれぐらいの補助額をもって事業を行ってるかというまでは把握していないところでございます。

○委員（木野田誠君）

補助率を考えればかなり有利な事業であるんですが、全国の自治体を見ると数も多いし、この確率的なものは、厳しいものがあるんですか。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

まず、本市の採択状況なんですが、令和4年度に2申請をいたしまして1採択、5年度が3申請いたしまして2採択、6年度が3申請のうち2採択と、比較的確率的には全部というのが非常に難しいかなというところです。

○委員（木野田誠君）

今、言われた4年が1、5年が2、6年が2、全国を見渡した自治体を考えると効率的にはいいのではないかなというような気がするんですけども、やはりこういうような効率の良い補助事業をぜひ今後も見つけて、自治会等に紹介していただきたいなというふうに要望したいと思います。

○委員（前川原正人君）

先ほどの、(仮称)霧島市クリーンセンター整備・運営事業の市道付替えの工事の明繰の部分ですけども、4,950万円ということで、これは当初の計画の通りの想定ということでよろしいんですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

金額につきましては4,400万円になるかと思います。すいません、金額につきましては、これも当初の予定通りでございまして、工期が少し遅くなったということで、想定外でございました。

○委員（前川原正人君）

失礼しました。私は上と勘違いしました。下のほうでした。4,400万円でした。要は、何が言いたいかというと、やはり工期が遅れると、いわゆる物価高騰等によって、やはり資機材の値段が変わってくるんですね。だからそういうのも想定をした上での4,400万円という理解でよろしいですか。足らなければ補正を打たなきゃいかんというのは分かっているんですけど、この明繰の今の状況で、そこまで想定をしていらっしゃるのかお聞きをしておきたいと思います。

○環境衛生課長（四本 久君）

正直、どれぐらい物価が上がっているかというのは、私どももちょっと分からないところではありますが、こちらについては、一応土木課のほうと協議をしながら進めている市道付替え工事でございます。ある程度のというわけではないんですが、そこまで想定というか、今後どうなるのかというのもありますけど、この中で十分賄えるだろうというふうに考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

先ほどの木野田委員のコミュニティ助成事業、一般の大体財源がどのくらいあるのかという御質問を頂きましたが、令和6年度実績でお答えいたします。七つの事業がございまして、全体で2,268件の採択がありまして、55億9,690万円。今回の、我々が申請いたしました一般コミュニティ助成事業ですが、全国で1,489件ございまして、3億2,140万円の実績でございます。

○環境衛生課長（四本 久君）

先ほど有村委員のほうからの質問の中で、工事をしながらということで回答させていただきましたが、御手元にお配りした図面の中で、(仮称)霧島市クリーンセンターと現敷根清掃センター、この間に進入路がございます。ここについては、クリーンセンターになっても、これは同じ進入路を使うということで、何も変わらないという状況でございます。試運転あるいはこの市道付替え工事期間、あるいは供用開始後も含めて、この進入路から入って真っすぐ北から南に下って行って、ちょっと色をつけた小さな箱があると思うんですが、こちらのほうが新しい計量棟になります。この計量棟を使って計量した車両が、クリーンセンターの中に入る。クリーンセンターから出てきた車両については、工場を一周ぐるっと回って、2度目の計量に戻っていくということで、そこで料金の精算がされると。手数料の精算がされるということで、基本的にはこの敷地の中で、一般の市民の方というのは利用される形になりますので、市道付替え工事があっても何ら支障はないというような状況でございます。ただ、8月、9月には、今の敷根清掃センターと書いた間知ブロックが入

り口にあるんですが、そこの付替え工事という、撤去工事というのも始まりますので、若干、ちょっと一般の方が来られると、これまでの入り口とちょっと違うよねということで、線形を少し変えて仮設道路を造って誘導するような形になりますので、若干、御不便をおかけするかと思いますが、事故のないように進めていくということで、企業体のほうとは、事業者のほうとは協議を進めているところでございます。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

1点補足なんですが、先ほどコミュニティ事業のほうが補助率は100%というお話をしております。これは歳入歳出に対しては100%なんですが、ただ単位が10万円単位になっておりますので、10万円未満、例えば今回では7,000円という端数が出るんですが、この7,000円につきましては100%ではないんですが、その自治会の地域のほうで負担していただく部分は出てきます。これはあくまで10万円単位ということで御理解いただければと思っております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩をします。

「休 憩 午前10時18分」

「再 開 午前10時34分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算は、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金関連事業として、物価高騰等に直面する福祉施設や保育所等への支援に要する経費等を計上したほか、乳児等通園支援事業の実施に伴う受け入れ施設を支援する経費や、(仮称)霧島市総合保健センター整備事業における駐車場整備に係る費用などを計上しています。詳細については、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

はじめに、子育て支援課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～11、26～27ページ、予算説明資料は2ページ、8ページです。予算説明資料2ページ、子ども育成支援費の乳児等通園支援事業については、乳児等通園支援事業を実施する施設に対する補助金など1,053万5,000円を計上しました。特定財源として、子ども・子育て支援交付金790万1,000円を充当しています。次に、予算説明資料8ページ、子育て支援推進費のエネルギー等価格高騰対策支援事業及び子ども育成支援費のエネルギー等価格高騰対策支援事業については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている放課後児童クラブ及び保育所等を支援する経費として、535万8,000円、611万4,000円をそれぞれ計上しました。特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金400万円、450万円をそれぞれ充当しています。

○長寿介護課長（富田正人君）

続きまして、長寿介護課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～11、16～17、24～25ページ、予算説明資料は2ページ、7ページです。予算説明資料2ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、平成18年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で整備した介護施設の財産処分に伴う国への返納金1,488万円を計上しました。特定財源として、当該施設の財産処分を行った事業者からの返納金1,488万円を充当しています。次に、予算説

明資料 7 ページ、社会福祉総務費のエネルギー等価格高騰対策支援事業については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護施設等に対して、引き続き、健全で安定した運営を行うことができるよう支援する経費として 2,245 万 8,000 円を計上しました。特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,680 万円を充当しています。

○障害福祉課長兼子ども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

続きまして、障害福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 6～11、24～25 ページ、予算説明資料は 7 ページです。予算説明資料 7 ページ、障がい者福祉費のエネルギー等価格高騰対策支援事業については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている障害者（児）施設に対して、引き続き、健全で安定した運営を行うことができるよう支援する経費として 1,343 万円を計上しました。特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,000 万円を充当しています。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

続きまして、健康増進課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 6～11、18～19、28～29 ページ、予算説明資料は 3 ページ、9 ページです。予算説明資料 3 ページ、保健衛生総務費の（仮称）霧島市総合保健センター整備事業については、利用者の増加及び（仮称）霧島市総合保健センター建設に伴う工事車両等の増加により劣化した国分シビックセンター西駐車場を整備する経費として 4,950 万円を計上しました。特定財源は、国庫補助金として都市構造再編集中支援事業費 7,100 万円を減額し、地方債として合併特例債 1 億 1,440 万円を増額するものです。なお、予算書 4 ページ、第 2 表繰越明許費補正において、同事業分として 4,950 万円を追加するとともに、5 ページ、第 3 表地方債補正において、合併特例債の限度額を変更しています。次に、予算説明資料 9 ページ、地域医療対策費のエネルギー等価格高騰対策支援事業については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関等に対して、引き続き、健全で安定した運営を行うことができるよう支援する経費として 4,027 万 4,000 円を計上しました。特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3,020 万円を充当しています。以上で、議案第 56 号令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（第 1 号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。ここでお諮りいたしますけれども、課が多いですので幾つか分けて進めたほうがよろしいでしょうか。[「はい」という声あり] それでは二つずついきたいと思えます。まず、子育て支援課及び長寿介護課に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

エネルギー等価格高騰対策支援事業のところで、この放課後児童クラブ、保育所等ってあるんですが、これどちらも一律 1 施設につき 10 万円ということで間違いなかったですかね。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

お見込みのとおりです。

○委員（松下太葵君）

施設の人数や大きさが違うと思うのですが、一律 10 万円の根拠って何かあったのですかね。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

本事業につきましては、令和 5 年度からの繰越し事業の実施をしております、同額の 10 万円としております。委員が御指摘されたように施設の規模等様々でございますが、内容に児童の数また複数施設持っている部分というところがあるんですけれども、複数施設につきましては対応しておりますけれども、規模については一律 10 万円としております。額については、令和 5 年度から 6 年度に繰越した額と変更なしという形で対応させていただきました。

○委員（松下太葵君）

これって人数が 1 番少ないところ何人ぐらいの人数で、多いところで何人ぐらいっていうのは大

体分かってはいるんですかね。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

大体おおむね 40 人規模の児童クラブの基準となっておりますので、おおむね 40 人というところが多いところという形になります。少ないところになりますと中山間地域の部分になりますとやはり子どもの数に応じて児童クラブの人数が少なくなっておりますので、そのような場合は、また 10 人とかそれ以下という場合も存在します。

○委員（松下太葵君）

もらえないよりはもらえたほうがうれしいと思うので、この事業者の人たちも助かると思うんですけど、やっぱり人数が多かったりとか施設が大きいところにしっかりと話を聴いて金額を決めたほうがいいのかあと僕は思います。以上です。

○委員（前川原正人君）

子育て支援課の関係で一律 10 万円ということなんですけれども、継続事業ということで今回補正予算が含まれているわけなんですけれども、これは物価高騰の対応ということですが、これはもう年度内の支出と、今回の補正は補正なんですけれども、また変化がある場合にはまたそれなりの対応をするという理解でよろしいんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

まず最初の御質問につきましては、年度内の執行を考えております。ポンチ絵のほうにありますとおり、予定といたしましては 10 月頃考えております。今後につきましては、物価高騰の状況等、また国の当該交付金の状況等が不透明な部分がございますので、国の状況等も踏まえながら検討していく形になると考えております。

○委員（前川原正人君）

これは国の施策によって自治体の判断で交付金を活用するというところで理解をするわけなんですけれども。例えば霧島市独自の取組といいますかね、そういう議論というのはなかったんですか。例えばこの今回のこの国庫補助に対してはちゃんとこれでやるんですが、それに対する上乗せの部分とかそういう議論というのはなかったわけですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

当該交付金につきましては、物価高騰に対する条件等はございますけれども、それぞれにおいて各市町村で裁量性を持って決められる事業であると考えております。そのため今回の児童クラブの補助金につきましては、霧島市オリジナル、ほかの自治体が行っているところも当然ありますけれども、霧島市としては保育所、児童クラブまたその他別の課の事業もございしますが、その部分で検討したものになります。今後につきましても物価高騰対策の交付金、もしくは市の単独事業につきましては先ほど回答したとおり、状況を見ながら検討する形になろうと考えております。

○委員（前川原正人君）

要するに国庫補助で見ると、これ逆算、割ってみると大体 75%補助なんですね。25%は自主財源の持ち出しになるんですが、ここのいわゆる裏補助というんですかね。そういう部分も少しは期待ができるんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

今、委員がおっしゃられた部分っていうのは、例えば 100 万円だと 75 万円が国庫補助で 25 万円がということですか。[「はい」と言う声あり]。例えの回答になってしまいますが 25 万につきましては、市の持ち出し一般財源って形になります。

○委員（木野田誠君）

財産処分に伴う国への返納金 1,488 万とありますけれども、これちょっと詳しく説明してください。

○長寿介護課長（富田正人君）

こちらにつきましては 2 施設分になります。小規模多機能ホーム真孝と小規模多機能ホーム協愛という 2 か所の施設の返納になります。当該 2 施設はいずれも平成 18 年度に国の地域介護福祉空

間整備交付金を活用し施設整備を行っています。今回事業者が令和 5 年度及び 6 年度でそれぞれ事業を廃止し、令和 6 年度で施設の転用を行ったことから九州厚生局に財産処分等の承認手続きを行っていました。令和 7 年 3 月末に財産処分が承認されたため、国への返還金の予算措置を行うものです。まず小規模多機能ホーム真孝ですけれどもこちらは返還金の詳細につきましては事業費、3,307 万 5,000 円に對しまして 1,500 万円の補助金額で事業開始は平成 19 年 8 月 1 日、平成 27 年 8 月 18 日から事業休止中でありましたが令和 6 年 3 月 31 日に事業廃止されました。令和 6 年 8 月 17 日から施設を福祉事業でない他事業の施設へと転用しています。経過年数については、事業の休止期間は経過年数に含まれないことから、休止期間を除く事業の対象期間である平成 19 年 8 月 1 日から平成 27 年 8 月 17 日の 8 年間が経過年数となり処分期限の 34 年から経過年数 8 年を除いた 26 年が返還対象期限となります。よって、1,147 万 588 円の返還金額となります。続きましてもう 1 か所の小規模多機能ホーム協愛ですが、返還金の詳細につきましては事業費 3,759 万円に對し同じく 1,500 万円の補助金額で事業開始は平成 19 年 4 月 20 日、令和 6 年 8 月 31 日の事業休止、令和 7 年 3 月 31 日に事業を廃止しました。現在は福祉事業でない他事業への施設の転用を行っています。経過年数については休止期間を除く事業の開所期間である平成 19 年 4 月 20 日から令和 6 年 8 月 30 日の 17 年が経過年数となり処分制限期間の 22 年から経過年数 17 年を引いた 5 年間が返還対象期間となり 340 万 9,090 円の返還金額となります。

○委員（松枝正浩君）

それでは長寿介護課にお尋ねします。ポンチ絵の中にあります対象施設 279 施設で事業費が 2,245 万 8,000 円ということとなっております。この中で内訳を見ますと訪問系に 5 万円、通所施設系に 10 万円とありますけれども、この辺なぜ差をつけたのかですね。これについてお尋ねをいたします。

○長寿介護課長（富田正人君）

まず差をつけた部分としまして訪問系サービスは燃料費と移動支援が主となっています。通所系サービスは移動プラス調理支援があります。施設系サービスにつきましては調理支援を 3 食分と想定しており金額差が想定しています。

○委員（松枝正浩君）

この 5 万円と 10 万円の設定ですけれども、具体的には例えば試算をなされてこのような 5 万円、10 万円というように至っているのか、そこまでされて出されているのかどうかお尋ねをいたします。

○長寿介護課長（富田正人君）

具体的な試算はしてないんですけれども、令和 6 年度に同じような内容を実施してましてそれと同額を今回も実施したということになります。

○委員（松枝正浩君）

本来であればいろいろ行政の中でもお考えになられてのことであると思うんですけれども、施設訪問系、通所系あわせてこの介護の施設でありますので、本来であれば 10 万円ということで統一した形がよろしかったんですけれども、そういう議論の中での声というのはなかったのかどうかお示してください。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

今回の予算措置につきましては交付金の財源の中で、予算の範囲内で設定をするということでございましたので、その範囲の中で今回の定額というような補助金額をそれぞれ、前回の部分を引き継いだ形での単価設定という形で実施しております。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。前回の設定をなされたときから社会状況というものが変化をしてきていると思うんですけれども、そのへんの加味というのはなく財源がここだけあるからということで決めていくというのも当然あると思うんですけれども、社会状況の変化で非常に苦しい状況であるというふうに

思いますけれども、このへんが 5 万円 10 万円妥当なのかどうかお示しをください。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

当然ながらただいま御指摘ありましたとおり社会情勢の変化というのはあるものと考えております。しかしながら活用できる財源というものにも限りがございます。その中で今回活用できる予算の範囲内の中で福祉関係施設、あるいは医療関係施設も含めまして保健福祉部関係施設について予算措置をしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの長寿介護課のほうの補助金返納の関係ですが、いずれの事業所も 1,500 万円の補助金返納と。それぞれ理由もあるわけですが、やはり片一方は用途が変わったんだということで事業変更によるというのは理解するわけですけど、もう一方のほうはどのような理由といたしますか。やはり、廃止をするという背景があったわけですけど、行政としてはどのように分析をされていらっしゃるんですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

廃止に至った経緯につきましてはまず小規模多機能ホーム真孝のほうが経営悪化及び人員不足のためと聴いております。小規模多機能ホーム協愛のほうが介護人材不足のためということで理由をお聴きしています。

○委員（前川原正人君）

いわゆる補助金適正化法に基づいた返納ということで理解をしてよろしいですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

国交省の返納ですからそのような形になります。返納の仕組みにつきましては地方公共団体以外の財産処分については事業開始後 10 年経過してるかどうか、有償譲渡、無償譲渡かどうか、厚生省、行政関連機関への転用があるかどうかによって計算方法が変わってきます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは子ども子育て支援の関係ですけど、新規事業でですね、もう 4 分の 3 の補助事業ということで 75% 補助ということになってるんですが、これがどのような配分というんですかね、5 施設ということで内容的には書いてはあるんですけども、大体その対象となる 0 歳から 6 か月、満 3 歳未満の児童であって認可保育所等に在籍していないことが条件となって 1 人当たり月 10 時間が上限というふうになってるんですが、対象人数としては大体どれぐらいの乳幼児が対象となっているのかお知らせいただけますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

令和 7 年につきましては 9 月からの施行を考えております。今年につきましては延べになりますけれども 868 名の人数を考えております。ただ、単価が異なりまして 0 歳児また 1 歳児 2 歳児でそれぞれ 0 歳児が 1,300 円、1 歳児が 1,100 円、2 歳児が 900 円という形で 1 時間当たりの単価が異なっておりますので、それぞれの施設またそれぞれの入所予定の子どもに乗じてお金がかけられます。そのほか障がい児加算とか医療的ケア児の加算等も入りますので、その分で金額の補助金が決まってくるところでございます。

○委員（藤田直仁君）

確認ですが、全てにおいてなんですけれどもこの交付金、今回の、使用品目とか何らかの制限が設けられているのかを確認したいと思うんですがいかがでしょうか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

物価高騰に対するこの交付金ということになりますので、特段使用品目が決められているわけではございません。

○委員（木野田誠君）

申込みの受け付けがですね 7 月から 9 月、交付金給付は 10 月ってありますけれども、これ 10 月で初めて給付が始まるわけですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

重点支援金のほうの質問ということでよろしかったと思います。この 10 万円、もしくは 5 万円につきましては申請をまずもらって 10 月に交付をする予定という形になります。一括交付になりますので 10 月に交付する形になります。

○委員（木野田誠君）

そう数がたくさんあるわけではないし個人を対象にしてるわけじゃないしですね。この申請手続の期間もこんな日数は要るのかどうかっていうのを非常に疑問に思っただけで、それから交付の 10 月も非常にちょっと今 6 月ですから遅いなあという感じはしますけども、もう既に物価高騰始まっているわけですから、その辺はこういうスケジュールでしか政府のお金を配るっていうのはそんな時間のかかるものなのかどうかですね。小泉さんの米対策早かったですよ。それに比べると遅いなあという感が否めないんですけど。その辺はどうなのでしょう。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

御指摘のとおりです。今回、小泉さんの話をちょっといたしまして、7 月に今回予算を可決していただいて 7 月以降交付する形になります。今委員が御指摘あったとおり可能な限り早めに給付ができるように努めてまいります。

○委員（前川原正人君）

すいませんねちょっと漏らしていました。この継続事業でエネルギー等価格高騰対策支援事業、介護施設関係についてですけど。このポンチ絵の中で訪問系そして通所系、施設系ということになるんですが、病院によっては全部持っているところもあるわけですね。訪問を持っていたり通所持てたり、こういうところは重複をしてするという理解でよろしいですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

それぞれの訪問系、通所系、施設系それぞれの事業を行っていればそれぞれで交付するという形になります。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

1 番最初に松下委員のほうから質問があった児童クラブの件です。人数につきまして、おおむね 40 人とお答えしたんですけれども補足をさせていただきます。一単位 40 人となりますので、霧島市内では 3 単位とか 2 単位とか実施する施設もございますので、多いところでは 100 人を超える施設もございます。単位というのは一つの施設の中で行っている単位でございますので、出してる部分につきましては児童クラブ一つの施設の中で 3 単位とかやってる部分がございますので、そういう場合は 100 人を超える人数の子どもがいる場合もあります。追加して説明いたします。

○委員（前川原正人君）

先ほどの介護施設等への価格高騰対策支援事業の関係ですが、これは金額的に訪問系に 5 万、通所施設系に 10 万円ということなんですけど、これはこの金額の算定根拠っていうのはどこから導き出した金額になるんですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

金額のそのものにつきましては特に根拠ありませんけれども、先ほど申したとおりに訪問系については移動支援が主ということになります。通所系と施設系はそれに食事が加わりますのでちょっと金額に差がついたと。金額につきましては令和 6 年度の交付金のほうを参考に決めさせていただいたという形になります。

○委員（前川原正人君）

この問題は竹下議員も質問の中でおっしゃったんですが、介護報酬が 1,800 円と、大体、1 回行けばですね。1 番遠いところは行き帰りで 50 km ほどかかると。今度は人件費だったり、それぞれトントンもしくはちょっとマイナスが出るのかなっていうちょうどぎりぎりの線なんですね。ないよりもいいんですけども、例えば物価が今、先ほど木野田委員もおっしゃったように、物価高騰はもう既にもう始まっているし、まだ途上にあるわけですね。ただ逆に言うと今後の動向を見なが

らこの事業というのはまた少しでも、なんていうか拡大といいますか、支援の幅があるという、あってもいいのではないかという、そういう議論というのは、今のところはどうか。やはりこの事業としてあくまでも補正予算の中で消化をするというのが大前提になってるんですが、今後の課題としてどのようにお考えなのかお示しいただけますか。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

交付金を活用しました関係機関等への支援というところでございますけれども、現在活用できる交付金等の今後の動向というものも不透明なところもございますし、交付金の状況をですね、今後もしっかりと状況把握をしながら、支援の方向性というものにつきましては保健福祉部の所管する関係機関等への支援というものについては、検討、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので次に障害福祉課及び健康増進課に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

障害福祉課にお尋ねをします。このポンチ絵の中で先ほど介護のほうにもお尋ねをしましたけれども、訪問系 5 万円、通所・施設系 10 万円の制度設計ですね。これ、どのような形でなされたのかですね、お示しいただけますか。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

令和 5 年から 6 年度の繰越しで給付金を出したところなんですが、当時長寿・障害福祉課ということで、介護と障害と同じ算定をしておりますので、考え方としては長寿介護課と考え方は一緒です。

○委員（松枝正浩君）

健康増進課にお尋ねをします。保健センターの駐車場の整備をなさるということで 4,950 万円ということでおっしゃられておりますが、その概要について少し御説明いただけますか。

○総務課主幹（小島 崇君）

駐車場の整備につきましては、駐車場の表面の舗装、こちらのほうを全面やり替えるということと、当然、舗装のほうをとりますので、それに対して区画線の線引き工事、それからあと、車止めの設置工事、既存のものは、なるべく流用しながら、中には車のほうが、突っ込んでしまって、バリアカーのほうが変形したりとかしても動かなくなったようなものもございますので、その辺も踏まえて、総体的に整備を進めていくというふうな内容になります。

○委員（松枝正浩君）

今、保健センターの新築工事が警察署の北側のほうでなされておりますけれども、警察署の北側の駐車場をのみ整備をするということによろしいでしょうか。

○総務課主幹（小島 崇君）

現在のところ、まずは今傷んでしまっている警察署北側、通常国分シビックセンター西駐車場と申し上げますが、こちらのほうの整備をしようというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

今の松枝委員の質疑に関連をするわけですが、4,950 万円、保健センターの整備事業ということで、繰越明許費で計上があるわけですが、これは大体完成をしたときに、駐車場の台数というのは大体どれぐらいの何台を想定をしていらっしゃるんですか。

○総務課主幹（小島 崇君）

西駐車場は現在 328 台とめることができるんですが、まだ見込みにはなりますが、98 台減の 230 台。230 台を駐車できるように計画しております。

○委員（野村和人君）

同じく、西駐車場の整備の件でございます。今回建物を建てて、真ん中の端ではありますけど後ろの背面部分もいろいろあると思いますけども、そこら辺も含めてなのか、そして面積がどのぐらいになるのか、お示しいただけますか。

○総務課主幹（小島 崇君）

後ろというのは保健センターの真後ろの部分ですかね。そちらのほうも含めて整備というふうな形になります。まだ、その部分をどのようにするのかというのを決定しておりませんが、基本的には駐車場というふうな形で整備をする予定です。舗装工につきましては7,000㎡、こちらのほうを計画しております。

○委員（野村和人君）

今まで一帯にあったやつの中に真ん中に建物を建てたということですね、排水がですね、勾配が変わったりとかいろいろあると思うんですけども、そういう排水対策まで含めて、今回の工事に入ってるということでしょうか。

○総務課主幹（小島 崇君）

排水対策という勾配をつけて、ちょうど真ん中から勾配をつけて、左右のほうに水を流すような、そういうふうな形で考えております。

○委員（野村和人君）

元の駐車場の真ん中から勾配つければ、途中で建物があるんです。その途中で建物があればまた勾配が変わってこないといけないと思うんですけども、そこあたりも加味してあるということでしょうか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

今建設中の保健センターにつきましても、地面のほうですね、勾配がもう既に建物が床が地面が斜めになっております。そこを調整しながら建物も建てておりますので、そういった排水等も考えて建設をされているというところでございます。そこにあわせて駐車場もっていう形になってまいります。

○委員（松枝正浩君）

予算の資料ですね、予算説明じゃなくて予算資料の中の28ページ、この4,950万円の財源の話になりますけれども、これ先ほど総括で財源組替えの話はありましたけれども、これ建物に付随して、補助事業というのは活用ができなかったのかですね。今これでいくと合併特例債を充てて一財と計上がなされておりますけれども、舗装自体はもうこの合併特例債とこの一般財源のみ、補助事業はなかったというようなことよろしいのかどうか、お願いいたします。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

議員おっしゃられたとおりでございます。申込み期限の関係等ございまして、それは、おっしゃられたとおりでございます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。それではないようですので、これで保健福祉部への質疑を終わります。こ

こでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時13分」

「再 開 午前11時14分」

○委員長（久木田大和君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、農林水産部所管の予算概要に

ついて説明します。今回の補正予算は、(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) 3 農業振興費において、2,000 万円を増額補正しようとするものです。詳細については、農政畜産課長が説明しますので、よろしくご審査下さるようお願いいたします。

○農政畜産課長 (有村 浩君)

予算に関する説明書は 34~35 ページ、予算説明資料は 10 ページ、新規事業等概略図は、9 ページです。説明は、予算説明資料に基づいて説明いたしますので、10 ページをお開きください。(目) 農業振興費、(事業) 担い手経営発展等支援事業の補正予算は、物価高騰の影響を受ける農業者に対する農業用機械の導入や農業用施設の整備を更に推進するための経費 2,000 万円を追加計上するものです。財源については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,500 万円となっています。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員 (木野田誠君)

今回の物価高騰の関係の予算は、保健福祉のほかには農政だけですかね。確認です。

○農林水産部長 (寶徳 太君)

私が今ちょうどポンチ絵を開けてたんですけど、地域政策課の省エネ家電もだったと記憶しております。

○委員 (木野田誠君)

何を言いたいかと申しますと、よくぞ農業関係の予算を獲得していただきましたということをお願いしたかったです。ありがとうございます。

○委員 (野村和人君)

担い手事業ですけども、スケジュールを見ますと 4 月応募受付、5 月書類審査ということですが、今の応募状況を教えてください。

○農政畜産課主幹 (宮原博和君)

現在の応募状況につきましては、64 件となっております。内訳としましては、耕種が 45 件、畜産が 19 件となっております。

○委員 (野村和人君)

今の応募の状況による予算総額はどのぐらいということになるのでしょうか。

○農政畜産課主幹 (宮原博和君)

当初予算で 3,000 万円を計上しております。

○委員 (野村和人君)

64 件の応募の補助総額が 3,000 万円ということによろしいですか。それと、であれば、2,000 万円追加応募受付をするということによろしかったですか。

○農政畜産課主幹 (宮原博和君)

当初の申込みの段階で 64 件の補助金の総額が 3,000 万円を超えております。新たに追加募集をするわけではなくて、既に応募された方の中で、当初予算の範囲内で採択されなかった方につきまして、審査をした上で、追加で採択をするという形となります。

○委員 (野村和人君)

追加採択分が 2,000 万円で購入するというところによろしかったですか。

○農政畜産課主幹 (宮原博和君)

全体で 7,396 万 2,000 円の補助金の申出があるわけですけども、今回、当初予算 3,000 万円に加えて 2,000 万円の追加補正を行っても、採択とならないという方もいらっしゃると思います。

○委員 (前川原正人君)

ポンチ絵のほうで、詳細については、対象施設等について、それぞれ説明があるわけですけども、例えばトラクターとかコンバイン、田植機、管理機と、これは新品でない駄目とか何かそういう制約があるんですか。中古でもオーケーとか、どうなんですか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

この担い手経営発展等支援事業につきましては、中古品も対象としております。今一例としましては、展示会場で展示されていたようなものも対象としております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは継続事業ということなんですけど、やはり、できれば継続して農業従事者さんですね、ずっとやられるというのが理想ではあるんですけども、やはり中にはもう挫折、挫折という言葉あんまり使いたくないですけど、途中でやめられたりとか、そういうのも出てくると思うんですが、この間の実績等についてはどのような状況なのかお知らせいただけますか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

今、委員からございましたように、途中で農業が継続できなくなるケースもあるのではなかろうかというお尋ねでした。過去に1件のみ、補助事業で機械導入された方が亡くなられたというケースがございました。そんなことも、事業上考えられますけれども、機械の耐用年数がございまして、その耐用年数を満たすだけの農業継続できるのかということも含めて審査をしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

おっしゃったとおり途中で亡くなられたっていうのはまた健康上の身体的な部分であったりするんですけど、中にはもうこれ以上やると、借金が増えるという方も中にはいらっしゃるわけですね。だからそういうときの場合に、やはり補助金適正化法という法律があって、当然今おっしゃるように、機械の関係でいけば、その年数を消化しないと返納ということだってあり得るわけですけども、その場合も、途中でやめられた場合は返納ということで、これが免除ということにはならないという理解でよろしいですか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

今委員がおっしゃったとおりだと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。それではないようですので、これで農林水産部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時24分」

「再 開 午前11時25分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（立野 博君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、ご説明いたします。一般会計補正予算（第1号）説明資料の4ページをご覧ください。国分上野原テクノパーク内の所有者不明土地について、選任された特定不能土地管理者と土地売買契約を締結し、当該土地の取得に要する経費について、所要の額の補正を行おうとするものです。詳細につきましては、商工振興課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課長（肥後克典君）

商工振興課に関する令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。補正予算（第1号）説明資料4ページ、補正予算に関する説明書は36・37ページになります。補正予算（第1号）説明資料で、説明します。4ページをご覧ください。（目）企業誘致推進費の企業誘致対策事業については、新たな企業の進出や増設等を促すため、上野原テクノパーク内にある所有者不明土地を取得するために必要な経費の一部を計上するものです。昨年の9月補正において、市が特

定不能土地管理者の選任について、裁判所への申立てに要する経費を計上し、その後、諸手続きを行い、現在、当該土地は、裁判所が選任した弁護士が仮所有者となっています。今回の補正予算については、市と当該弁護士の間で売買を行う土地売買代金等の経費を公有財産購入費として計上しています。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（前川原正人君）

お聴きしておきたいことを、今から聴きます。今口述書のほうで、所有者不明土地を取得するために必要な経費の一部を計上しますということなんですけれども、そのほかにも経費としてはまだ、お金がかかるという理解でよろしいですか。一部という表現がされておりますので、どうなのでしょう。

○商工振興課長（肥後克典君）

土地を取得する分については恐らくこの売買費用が最後になろうかと思います。売買し、あとは通常どおりこちらの嘱託登記にて、登記いたしますので、今売買が最後にはなろうかと思います。今後もこの土地をさらに第三者へ売買する場合は、またその他測量等が今度発生するのかなというふうに感じております。

○委員（前川原正人君）

もう1点はですね、今口述書の中で、市と当該弁護士の間で売買を行うということですけど、結局このもともとの地主さんというのは、全く分からないで、裁判所の判断で、こっちが訴訟を起こして、そして判決いただいて、そして市のほうと弁護士との管財人みたいな形になってると思うんですが、そのように理解でよろしいんですか。

○商工振興課長（肥後克典君）

これは令和3年度に最終的に成立した新法に基づきまして、市のほうでここが所有者がつかめないと。登記簿の中に、皆さん御存じだと思いますけども、表題部と権利部と2段書きになっております。表題部のほうに、地番、地目、面積で権利部のほうに所有者、住所等が、その他抵当権とかの設定が記されているんですが、所有者の欄に氏名しかないものでありました。つまりどこの誰なのかというところがつかめない。その土地を管理していた方が、ここは当時県の開発公社が開発したんですけども、いらっしゃって、その方との交渉等の結果もあったわけなんですけども、その方とのお話をする中でも、例えば契約書であったりとか、譲るという、相続するという関係の書類、また登記をずっと戸籍等遡っていくんですが、たどり着かなかったということでももとの所有者と特定できなかったということから法務局が職権にて所有者は不明だという設定をした土地となります。

○委員（前川原正人君）

言い換えれば今回の予算が11万円ということで、この金額で購入をしますよというそういう理解でよろしいんですか。

○商工振興課長（肥後克典君）

そのとおりです。

○委員（前川原正人君）

これは何筆で何㎡の広さになってますか。

○商工振興課長（肥後克典君）

一筆 629 ㎡です。

○委員（木野田誠君）

今前川原委員の質問で説明を頂いてるところですけども、まずこの土地を市が買わなきゃならない必要性、それと今この写真ですね、この周りの土地はどんなってるのかですねそこへ詳しく説明いただいたんですけども、もうちょっとそこら辺を詳しく説明してください。

○商工振興課長（肥後克典君）

本日資料で航空写真、小さいものになりますが、添付させていただいております。この中に埋蔵文化センターと白抜きの文字がありますが、その隣、左側に赤く囲ったちょっとへ形の変な土地がございます。ここが所有者不明土地ということになります。その周りにはぐるっと囲んだ土地が現在市有地となっております。霧島市有地です。ですので市有地の中の一遍にこれがあるということでこの土地が活用できない土地ということになっておりまして、これは長年懸案事項となっておりますが、先ほど申しましたとおり新法によりこれを取得することで、一体として霧島市有地として活用できるということから取得に取り組んでおります。

○委員（木野田誠君）

もう一つ踏み込んで質問させてもらいますけども、今市有地ということでありましたが、市有地の大きな一角はマイクロカット社の土地になってると思うんですが、この土地が市のものに確定した後は、そのマイクロカット等からの相談等は今のところどうなんですか。

○商工振興課長（肥後克典君）

全体の土地に関しての問合せは2件ほど頂いて、既に前から相談等は頂いております。

○委員（藤田直仁君）

関連ですけれども、今度のこの売買で含めると、全体でどれぐらいの広さになるか教えてください。

○商工振興課長（肥後克典君）

7,000 m²程度になろうかと思います。

○委員（野村和人君）

今回のこの取得を持った後の上で企業誘致、ほかのことに売買ができるようになるんだろうというふうに思うんですが、それはいつ頃からできそうなのか見込みがありましたら教えてください。

○商工振興課長（肥後克典君）

今後この筆に対しての面積確定等をしていくことになりますので、これを進めていくに当たってどういう価格設定等もまた違ってきますので、早くとも来年度、それ以降になろうかと思います。

○委員（松枝正浩君）

課長の口述の中にありました、下段のほうですけども、裁判所が選任した弁護士が仮所有者ということでありまして、今回、この契約を結びまして、この11万円というのが支出がなされると思うんですが、あくまでも仮の所有者だということでありまして、一旦この弁護士にお支払いをされた後のお金の流れですね、これどのような流れになるのか、分かっていたらお示しいただけますか。

○商工振興課長（肥後克典君）

費目としては土地売買に関する費用ということになりますが、その内訳としましては、この管理人である弁護士さんの報酬もしくは、それに関する印紙税等の事務費、諸費用、ということになります。もし、残金が出たと、もうほぼ出ないと思いますが、もし残金が出た場合は供託金として国庫に扱われることになります。

○商工観光部長（立野 博君）

補足ですけども、当該法律、さっきちょっと課長のほうから説明した、法律名がですね、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律という法律です。令和元年に成立している法律でございます。

○委員（有村隆志君）

今回のこの事案だけ、今、土地不明者というのが、これ1件だけなのか。それと、全体で売買する土地はないと。企業用のあるかないか、そこを教えてください。

○商工振興課長（肥後克典君）

現時点でこの1筆ということになります。

○委員（木野田誠君）

今、部長の説明ありました法律ですね、これは、市とか、要するに公的な方しか使えないのか。個人でもこの法律を使えるのか分かりますか。

○商工振興課長（肥後克典君）

基本的に公的な事業に関して支障を起こしているものというところが中心となって取り扱われますが、例えば、宅地で隣の宅地が、非常に急傾斜であったりとかそこに木が生えているとか危険性を及ぼす場合は、取得ではなくそこを管理させるという行為はあると聞いております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで商工観光部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 37 分」

「再 開 午前 11 時 39 分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第 56 号令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（第 1 号）の建設部所管の予算概要について、ご説明いたします。今回の補正予算は、川跡～有下線の道路整備に係る経費で（款）土木費で 5,820 万円を計上しています。併せて、（款）土木費 で総額 1 億 8,750 万円の繰越明許費を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、土木課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○土木課長（笛田 純一君）

補正予算説明資料 4 ページ、補正予算に関する説明書 38～39 ページになります。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費（目）3 幹線市道整備事業費 幹線市道整備事業の 5,820 万円は、川跡～有下線の道路整備に係る費用で、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源は国県支出金 3,201 万円、合併特例債 2,480 万円です。次に、予算書 4 ページ第 2 表繰越明許費補正について、ご説明いたします。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費 道路新設改良事業の 6,700 万円は、過疎対策事業の福地線など 2 事業 2 路線の道路整備に係る費用で、工事請負費、補償補填及び賠償金で標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費 幹線市道整備事業の 1 億 2,050 万円は、川跡～有下線、検校橋～下川内線、下井 19 号線の道路整備に係る費用で、用地補償交渉等に不測の日数を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○委員長（久木田大和君）

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今回補正が 5,820 万円ということで上がってきておりますけれども、この時点での補正がなぜこの時期の補正であったのか御説明いただけますか。

○土木課長（笛田 純一君）

川跡有下線が交通安全対策の通学路緊急対策事業の補助事業を行っておりまして事業の終盤にかかっております。それで用地がうまくいかなかったところ、市道川跡有下線の交差点付近のですね、複数の店舗がある商業施設の東側の付近なんです、そちらの部分が用地交渉とか難航してたんですけれども、急展開で補償交渉、補償物件を含む用地とかがですね、うまく交渉が進んだもので、有利な財源があるうちに事業を終わらせるというふうな目的でこの時期に上げさせていただきました。

○委員（松枝正浩君）

なかなかこの補助事業の採択が難しい中で、いろいろ事がうまくいきながらこのついていくということは非常に日頃の要望活動等ですね、なされているのかなというふうにお身請けしたところがありますけれども。この道路新設改良費と幹線市道事業の中での繰越しですね、当然その用地交渉があつての後にこの工事ができるわけでありまして、非常に不測の日数を要したという中で、後の工事の標準工期が取りにくいということでありまして、今この6月の時期、少し早いのかなというふうに思っているところでありまして、この辺の用地交渉もそうなんですけれども、判断した理由ですね、この繰越しを判断した理由というのが今先ほど申されましたけどちょっと少し詳細に御説明を頂けますでしょうか。

○土木課主幹（臼井健二君）

はい、幹線市道につきまして繰越し理由につきましてですが、まず路線ごとに説明ということでよろしいでしょうか。はい、全体的にですね。はい。道路新設改良の事業につきましては、昨年の内示が7月の下旬に来たということがありまして、本年度も年度当初に県のほうに内示がどのぐらになるだろうかという確認をしたところ、例年どおり7月になるんじゃないかということで現在もきてないところであるんですが、一応7月を待ってからということであれば入札までやはり執行の準備をして2か月程度かかって、9月にもし契約できたといたしましても、3月の17を工期末としたところやはり1か月程度工事費からすれば不足するということで、そのようなことから6月での繰越しというのを設定させていただいております。

○委員（池田綱雄君）

今回川跡有下線ですか、5,820万円という多額の経費を計上されておりますが、これで全部完了するのか。あるいは完了しなければ、あと、どれぐらいかかるのかお尋ねいたします。

○土木課長（笛田 純一君）

これで完了は、1件ですね用地のみの部分がございます、そこにつきましては今後、あと1件なんですけれども、用地交渉を進めまして完了へ持っていきたいと思います。ただ先ほども申しましたように、その用地の部分に補償物件が偶然乗っかっていない土地になりますので、それ以外につきましてはもう最終手段としましては、その部分を残しての工事になろうかと思いますが、用地交渉を重ねていきまして全完了ということを目指して頑張っていきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

これも長い間かかった事業ですよ。あそこは小学生がものすごく多くの何百人という小学生が通る道路でもあります。だから一時も早くその歩道を確保していただきたいということで計画に入ってもらったと思うんですがすごく時間がかかっております。もう一つはですね、あそこがもう完了するんであれば次の信号機までの間はどうかされるんですか。

○土木課長（笛田 純一君）

今現在、川跡有下線での事業を実施中なんですけれども、今、信号機までの区間につきましては今土木課で幹線市道整備事業行っておりますのでいろいろと今やってる事業等を勘案しながら、今後そちらについては議会でもですね質問等が出ておりますので、そういったところを、完成を見てからですね、また検討して行ってまいりたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

あそこも非常ににくいところですね、難しいところです。十分通りやすいように検討していただきたいと思います。終わります。

○委員（前川原正人君）

1点確認をさせていただきたいんですが、川跡有下線ですね、これ延長はどれぐらいなるんですか。

○土木課主幹（徳重和博君）

今回の最後の工事の延長となりますが施工延長124mになります。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、補助率が大体55%補助ということなんですが、これは充当率は100%なんですか。

○土木課主幹（徳重和博君）

合併特例債を充てておりますが95%になります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで建設部に対する質疑を終わります。

「休憩 午前11時50分」

「再開 午前11時51分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に消防局の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、消防局所管の予算につきまして、その概要を説明いたします。予算説明資料は、4ページです。今回の補正予算は、霧島市消防団7方面隊の中で、現在チェンソーが配備されていない郊外に位置する分団・部へチェンソー一式を配備するための予算を新たに計上するものです。詳細につきましては、警防課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○警防課長（福元和博君）

警防課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～9ページ、16～17ページ、40～41ページ、予算説明資料は4ページです。令和7年度一般会計補正予算（第1号）説明資料により説明いたします。4ページをお開きください。（款）9消防費（項）1消防費（目）2非常備消防費については、霧島市消防団7方面隊の中で、現在チェンソー等が配備されていない郊外（山間部）に位置する分団・部がございます。今回、災害時等における地域防災力の強化を図ることを目的として、分団・部9箇所へエンジンチェンソー、チャップス、ゴーグルの救助用資機材一式を配備するため、備品購入費102万5,000円を計上するものです。財源については、雑入として令和7年度コミュニティ助成事業助成金100万円を充当しております。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

あえて質問させていただきます。この導入に関する目的は口述書の中にもあるんですけども、実際このチェンソーを配備しようという当初のいきさつが、ほかにあれば、単純に今回この口述書に書いてある目的だったのか、その辺を、当初のチェンソーを配布しようという計画の元はどういうところからきてたのか。やはり、消防団に入って活動している中でそういうところの意見というものも団員から聴こえてきますので、その辺をちょっと明確にできたらしていただきたいと思います。

○警防課長（福元和博君）

消防団の設備といたしましては、地域の特性に合わせ、災害時に必要な施設や装備、資機材を備え、その充実を進めていくように求められています。そういった中で、消防団に配備する救急救助用として、エンジンカッター、油圧カッター、救急応急セットなどが挙げられるんですが、現在、消防団車両には主な積載品として、発電機、照明器具、とび口2連はしご、あとはホース、筒先等が配備されていますが、チェンソーにありましては、消防団からの要請が強いために必要と思われるので配備しております。というのが、やはり風水害、特に台風等で倒木等の除去等で使用頻度があるということで、消防団の要請が強いもので、そちらのほう配備する経緯となっております。

○委員（木野田誠君）

もう申しませんけれども、消防団からの要望が強かったということで受け取っておきます。

○消防局長（川崎敏朗君）

消防団から要望も強いというのもあります。しかしながら、やはり中山間地域となればやはりいざ大雨、台風ですね、そのようなことが起きれば、発生しましたら、道路への報告等があります。その際に、いざ出動となったときに、倒木があれば通行できないという支障も生じますので、これはもうあるべきものだとこちらでも認識しております。チェンソーもですけど、この説明には入ってませんが、海で沿岸地域を受け持つ消防団に対しては、このチェンソーの別にですね、ベストですね、救命胴衣の配備というの、重ねて行っておりますということで、中山間地域はチェンソーも必要だという認識の中で配備している現状であります。

○委員（木野田誠君）

なぜこういう質問するかというと、中山間地域と先ほどからおっしゃいますけど、中山間地域の消防団員はほとんどチェンソーは自分のを持ってるわけですよ。だから、あえて備品としてなくても、ふだんから今まではそういう形で自分のものを持ってきて使ってたっていうような経緯があるから、何でチェンソーだろうかっていう話があるということなんですよ。ですから、逆に言うとその備品に対して我々が不満を言っはならないんですけども、重々分かっててあれしんですけども、であれば、もうちょっとそこら辺の団との話はされたかどうか分かりませんが、違った備品を有益な備品をですね、決してチェンソーが不益だとは言いませんけども、もうちょっと考えていただければありがたいという意見もあるということをお申し述べておきます。

○委員（塩井川公子君）

今、チェンソーの件が出ましたが、これ私が一般質問でも言いました。私は中山間地域におりますので、中山間地域の団員の方たちが直接言いこられました。大変必要なものなので、何とかしてほしいということを要望がありまして、今回、こういう面が出てきまして、ある山間部の団員の方が大変よくぞ言っていたということ、いい方向に私は、受け止めております。やはり、いざというときに使えないというものがあれば、やはり消防団としての責務が果たせないのではないかなという気もいたしますので、私は大変よかったのではないかなと考えております。

○消防局長（川崎敏朗君）

ありがたいお話ありがとうございます。先ほどの木野田委員のほうからお話のありました、個人で持ってらっしゃるという方がおられます。実際本当に我々も倒木等があったときはすぐチェンソーで切ったよと、そういう連絡が入りましたら、本当にありがたいと思っております。やはり個人で持てれば、みんながですね、全ての団員さんが使うということじゃなくて、個人の方が使うことになりまして、やはり各部に配備してれば、みんなが取扱い訓練を行う。それで、いざ現場において誰もが使えるということでありますので、そのような点では各部等への配備が必要かということをお思っております。

○委員（木野田誠君）

チェンソーの話が出ましたのでもう1件関連するかと思いますが、消防局ではチェンソーの訓練ですかね、講習をしていただいているんですけども、この講習は単なる講習で終わらずに、やはりその講習を受けた団員には何か講習証明とか資格証明みたいなものを交付できるような講習にしていただいたら、もっと参加率もよくなるのではないかなと思うんですけども、お願いしときます。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

現在のチェンソーの講習、講習というかですね、取扱いの訓練としてやっております。消防団のほうでチェンソーを取り扱うのに、資格だとか講習、そういうのが今のところは、必要ないということですので取扱い訓練をしていただいて、今後、そういうことがありましたら、それも御指導も踏まえて、検討させていただきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

2点お聴きをしておきたいと思います。今回はチェーンソーなんですけれども、消防団からのほかの要望という点、備品の要望という点では、ほかにも何かあるんですか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

もちろんですね、様々ないろいろ活動していただいているので、もうそれぞれ分団、部でもいろんな意見があります。比較的ですね、よそと比べても、積載品のほうがいろいろ車両更新時には、本市はですね、先ほども申しましたようにいろんなものを載せておりますけども、活動して思ったことをこれがあったらいいなとか、そういうのはですね、幹部会を通じていろいろな意見を頂いてますので、また今後そういうのも含めて、こういう事業があれば活用していきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう1点はですね、このコミュニティ事業の関係で、いつの時点でこの要求をされたんですか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

申請はですね、6年10月23日に申請しております。

○委員（前川原正人君）

コミュニティ事業はネットなんかでもですね、案内があるわけですね。今回の1番の締切りが一昨年の9月18日、事業によってまた違いますけど、今回のこの安心安全課の防災という点の、ここを経由して、このような形に出てきたと思うんですけれども、例えばこれは年に1回全部集約をして、それでその上で、要求をしていくというそういう形になるわけですか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今回の事業の申請はですね、6年8月からの申請でありました。この事業についてはですね。助成決定が来るというのが、例年見ると令和7年3月末ということで聴いております。で、こちらにもですね、決定したのは令和7年3月25日ということでこのような経緯となっております。申請はこの1件だけでした。消防局としては今回1件です。

○消防局長（川崎敏朗君）

この事業とは別に、チェーンソーの購入というのは、消防団の車両も更新をします。それは更新車両に積載という形で配備をしてる状況があります。

○委員（木野田誠君）

以前チェーンソー配布されてるわけですが、今局長のお話がありました消防自動車と一緒にというような、以前はそういう形でやってらっしゃるのか。それとも、以前にもコミュニティ事業を使ってチェーンソー購入されたのか教えてください。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

チェーンソーについては、旧合併前のときにはどういうふうに配布したかちょっとここではっきりは分かりませんが、最近は、もう今言ったように、更新車両に積載品として更新しております。コミュニティは今回初めての申請であります。

○委員（松枝正浩君）

この説明資料の中に消防団7方面隊の中で、現在チェーンソーが配備されていない郊外ということで9か所ということで今回この予算が要求されているわけですが、これで全て配備がなされるのかですね。そして、この9台を含めて、現在消防局でどれだけのチェーンソーを所有しているのかお示しいただけますか。

○警防課長（福元和博君）

今回9か所配備する時点で、13か所郊外には未配備がありました。ということで、あと今回9か所に配備すれば4か所が残る形となります。配備箇所は現在19か所となります。郊外だけでいいますと、郊外が32か所ありまして、そのうち19か所に配備していますので今回入れば、38か所という形になります。市全体では74か所。郊外市街地も含めて43か所になるということです。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありますか。

○警防課長（福元和博君）

分団と部合わせて74。43という形になります。31が未配布となります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

○委員長（久木田大和君）

配備をしてある分団の数と未配備のところで、また表にしていただければと思いますが、できますでしょうか。そこも含めて答弁をお願いしてもいいですか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今おっしゃられた配備箇所数ですけども、表のほうにして、また、提出をさせていただきたいと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。それではないようですので、これで消防局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時11分」

「再 開 午後 1時12分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の3ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正の歳出について説明します。今回の補正予算は、国の事業を活用したモデル事業、高等学校の空調機維持管理費の公費負担化並びに社会教育施設及び学校給食調理場の修繕に要する経費を追加し、（款）10教育費のうち、（項）2小学校費を75万7,000円の増額、（項）4高等学校費を605万6,000円の増額、（項）6社会教育費を1億2,059万円の増額、（項）7保健体育費を1,100万円の増額とし、補正後の教育費の額を79億7,361万4,000円としようとするものです。なお、すべて教育部関連です。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長等が説明しますので、審査をよろしくお願いします。

○学校教育課長（山口良二君）

学校教育課に関する令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、説明します。補正予算に関する説明書の42～43ページ、補正予算説明資料の5ページ、新規事業等概略図の2ページを御覧ください。（款）10教育費、（項）2小学校費、（目）2教育振興費は、75万7,000円を追加しています。教育DX推進事業は、学校教育におけるICT環境の質的向上と利活用を促進するため、国のリーディングDXスクール事業を活用し、牧之原小学校及び牧之原中学校においてICT端末等を活用した学習の充実や校務DXを行うための経費を計上したものです。財源は、雑入として国のリーディングDXスクール事業を全額充当しています。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

国分中央高等学校に関する令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、説明します。補正予算に関する説明書の44～45ページ、補正予算説明資料の5ページを御覧ください。（項）4高等学校費、（目）2高等学校管理費は、605万6,000円を追加しています。国分中央高校維持管理事業は、保護者と教職員が負担している普通教室の空調機維持管理費を市負担とするための経費を計上したものです。併せて、空調機維持管理費の充当財源として、保護者等が負担している中央高校空調機電気使用料を全額減額しています。以上で説明を終わります。

○社会教育課長（久木田勇君）

社会教育課に関する令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、説明します。補正予算に関する説明書の46～47ページ、補正予算説明資料の5ページを御覧ください。（項）6社会教育費、

(目) 3 社会教育施設費は、360万円を追加しています。サン・あもり管理運営事業は、サン・あもりの屋根及び外壁等の老朽化に伴う改修工事に必要な設計を行うための経費を計上したものです。財源は、公共施設等適正管理推進事業債を充当しています。補正予算説明資料の6ページを御覧ください。(目) 4 公民館費は、1億1,699万円を追加しています。各地区公民館管理運営事業は、老朽化している隼人農村環境改善センターの空調設備の改修を行うための経費を計上したものです。財源は、合併特例債を充当しています。以上で説明を終わります。

○学校給食課長(柳田謙一郎君)

学校給食課に関する令和7年度一般会計補正予算(第1号)について、説明します。補正予算に関する説明書の48～49ページ、補正予算説明資料の6ページを御覧ください。(項) 7 保健体育費、(目) 5 学校給食費は、1,100万円を追加しています。学校給食センター運営事業は、令和8年度から牧園及び霧島学校給食センターを統合することによる食数増に対応するため、霧島学校給食センターの排水処理施設を修繕するための経費を実施設計に基づき計上したものであり、当初予算と合わせ、今年度の総事業費を3,300万円とするものです。財源は、過疎対策事業債を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長(久木田大和君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。課が多いので分けて進めたいと思います。まず、学校教育課及び国分中央高校に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(松下太葵君)

この国分中央高校維持管理事業のこの空調機維持管理費ってあるんですが、この維持管理している空調機自体はどのぐらいの数があるのか教えてください。

○国分中央高等学校事務長(山下美保君)

今回計上しておりますのは普通教室分の21台になります。

○委員(松下太葵君)

この修繕料ってあるじゃないですか。これは、この21台付けた時期も多分ばらばらだと思うんですけど、これ何台ぐらいを考えてるのか教えてください。

○国分中央高等学校事務長(山下美保君)

今回の補正予算の要求額としましては、前年度の修繕料にプラスアルファという形で算定をして要求して計上しております。

○委員(松下太葵君)

ちなみに今、この中央高校でこの教室分21台って言われましたけど、これ今現在で壊れているのはないんですよね。

○国分中央高等学校事務長(山下美保君)

現在壊れているものはありません。

○委員(松枝正浩君)

関連しまして中央高校にお尋ねをします。この保護者と教職員が負担していた空調の維持管理費を市が、これ全額見ていくという方向性が示されているわけですが、これがなぜこの今のこの時期にこのように計上がなされているのかですね、もう少し早くできたのかもしれませんがその実情について少しお話を頂けますでしょうか。

○国分中央高等学校事務長(山下美保君)

委員の皆様も新聞報道等で御承知のとおり、高等学校の普通教室の空調費につきまして九州で唯一鹿児島県だけがPTAや同窓会の負担であったということがありまして、県のほうが7年度からですね、普通教室分を見るということで予算を計上しているところであります。3月の議会におきましても質問が霧島市においてもありまして、そのときに前向きに検討するというような市長の答弁もございましたので、今回6月補正にはなりましたが、霧島市立の高等学校として同じような形でやっていくということで計上しているところです。

○委員（松枝正浩君）

分かりましたありがとうございます。それでは学校教育課にお尋ねをいたします。このポンチ絵の中からですけれども、まずお尋ねしたいのはこの事業を牧之原の小中学校に入れていくということとであります。ここの中の指定校ということで同一の中学校区内の小中学校が原則とありますけれども、霧島市の中でほかにこのようなところがあるのかないのかですねお尋ねをいたします。

○学校教育課長(山口良二君)

今回、国の指定を受けまして牧之原小中学校がリーディングD Xスクール事業を展開いたします。小中の連携というのは、本市の中では校内研修を通じて多くの学校で行われておりますが、この事業につきましては国の最先端の取組等を情報を享受しながら、またその得た情報を各小中学校におろしていくというスタイルになります。各小中学校の連携というのは、どこの学校も緊密にとれている現状でございます。このようなD Xの連携というのはこの牧之原小中学校のみになります。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。牧之原小中学校で先進的に行ってみるということとあります。この金額は全て見ていただけるということで市の持ち出しはないということで確認をしておりますけれども、この事業効果ですね、どのように見て、導入することでどのような効果が見られて、今後どのように市として波及効果を狙っているのか、そこについてお尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（山口良二君）

先ほどと重複する部分がございますが、まずは国で先進的に進めている事例等の最新の情報を学校におろすことができます。そして研修等、先進校等々の視察もこの両校の職員を中心に学んでまいりますので、その学び得た情報を適宜、各学校におろしていく。そして事務局のほうでも国と連携した情報等を職員研修の中で還元していくというスタイルになりますので、そういった形で市内への広がりというのはさらに加速されるものと思っております。

○委員（松枝正浩君）

今、ありました視察等当然大変重要なことであると思っております。どのようなメンバーで視察をされるのかですね。お尋ねをいたします。

○学校教育課課長補佐兼教育 DX 推進室長（二宮紀仁君）

学校教育課の教育D X推進室と各学校から1回の視察につき1名ずつ2名と合計5名ずつで視察の予定であります。

○委員（前川原正人君）

先ほどそれぞれ口述のほうで説明があったわけですが、この国のリーディングD Xスクール事業ですが、これは定員はどれぐらいになるんですか。要するに指定校数もなんですけど、そこだけの職員が行くんじゃなくてほかからもやっぱり行くわけですね。先進地域を学ぶということですから、それをほかの学校にもまた波及させていくというのが目的で、いいことを学んでいきましょうということですけど、全体の定員っていうのが決まっていると思いますよ。そういうのはないんですか。例えば、何人いて終わりじゃなくてですよ。例えば鹿児島県の中でどんだけの人たちがどういうことを学んで、その上で教訓を引き出し、ここはこうだね。ここはもっとこういうふうになればいいよね。もっと改善しようか。もうレポートも当然出さなきゃいかんわけですけど、全体の今回のこの会場というか指定が牧園小中学校になるわけですが、この全体の定員っていうんですか。文科省の事業を使うわけですので、その部分についての数等についてはまだ分かっていないんですか。

○教育部長（上小園拓也君）

今の前川原委員がおっしゃるのは、そういう先進地視察等の、あるいは研修会等の定員ということだと思いますけども、これにつきましては定員というものはなくてですね、それぞれの学校ごとに学校というか、市教委ごとに研修したい場所を、先進地を決めて自分たちで行けるというような形になりますので、まず視察につきましては、それぞれの市町の判断になります。あと全国である

学習会というのもありますけれども、これにつきましても、定員というものはなくて予算の範囲内でいける人数をとというようなことでですね、先ほど説明あったとおり、各校から 5 名、各校というか全体で 1 回当たり 5 名ぐらいの人数が研修に行くということになります。

○委員（前川原正人君）

市町村によってですけど、大体定員も 30 名ぐらを予定をしている自治体もあるようです。ただ今度は時期の問題ですね。時期が今来つつ、来年の 3 月 30 日まではこの予算が通用するわけですけど、大体時期的なこの、何月ぐらいをですね、予定をしていらっしゃるのかですね、お示しいただけますか。

○学校教育課長（山口良二君）

研修のスケジュール的な部分かと思いますが、もう既に事業の概要につきましては 4 月当初文科省のほうに出向きまして、流れについて、ロードマップ等については共有をいたしております。本格的に実施をするというところでは、もう既に本、I T、I C Tを使った研修というのはなされておりますが、自治、夏季学習会というのは、夏季休業中 7 月以降に研修を受けて、そして秋口からいろいろそこで得られた知見等を共有できるような形になればというスケジュールでございます。

○委員（前川原正人君）

やっぱり、研修というのは見聞を広めるという点ではですね、大いに推進していかなければならないと思うんですが。これが終わった後の次の展開、これはもうやはり自治体の裁量で、じゃどうしようかということになっていくんですが、何かそういう見通しのもの、行って終わってよかったよかったでは駄目だと思うんですが、どう生かしていくのかというのが課題になってくると思うんです。その辺どのように進んでいくのか、見通しとしてですね、それについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

やはりどのように各学校にスキルを落とし込んでいくかということは非常に重要だと思います。ですのでいろんな研修の機会を設けるというのは当然なんですけれども、より参加しやすい形での研修はどういったものがあるのか、例えば、もうメディアを使った、集まらなくても、画面上で研修が短時間でできるものを単発的に何度も研修を組むとか、そういった工夫をしながら、情報共有、スキルの向上を図っていきたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一つはですね、予算説明資料の 5 ページになります。国分中央高校の維持管理保守、維持管理事業ということで、全体の普通教室 21 台に対する対応になってくるわけですが、これまでの維持管理費が父母負担になっていたということで、この中でも説明があるんですけれども、これまでの実績等についてはどうだったんでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

今までは P T A のほうからとあと教職員、事務職員もなんですけれども、職員分も含めて運用をしていたところなんですけれども、令和 6 年度の空調費の決算書につきましては、決算額としましては、825 万 9,140 円になります。あと支出済み額としては保守料が 39 万 720 円。電気料が 292 万 8,210 円。修繕料が 494 万 210 円という形で、支出済み額としましては 825 万 9,140 円というような計算になっております。

○委員（前川原正人君）

私の知る範囲では、これは県立高校の場合ですけど、国分高校、ここは空調費としてですね特別会計を持っていたんですよ。国分中央高校はどうなのかということでお聴きをしたいのは、これまでの貯められてきたお金がありますよね。そういうのはもうゼロにするんですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

今回、6 月補正の要求ということで実質のところ、令和 7 年度の会費につきましても、徴収を集計をしている状況でございますので、そちらの分も含めて、あと入替えというか大規模改修に備え

ての積立て等も少しございますので、そういうものについても予算成立後に、学校側とあとPTAも含めての協議の上、どのような取扱いにするのかということにはなってくるかとは思いますが。

○委員（前川原正人君）

1 番問題なのは地方財政法の中で父母負担をさせてはならない経費というのが法律で決まっているんですよね。直接であろうと間接であろうと転嫁をしてはならないと。だからそれは逆に言うと、この空調費に対して否定をしているわけではなくて、当然の措置だろうとは思いますが、やはりお金が今まで徴収されていた。この使い道というのは当然、何がしの方法があると思うんですね。それを何ていうんでしょう、PTAの総意で、学校に寄附をしましょうとかいうんなら何ら問題ないんですけど、そういう議論というのが今後当然出てくると思うんです。なので、やはり法には抵触はしちゃいかんけれども、やはりそこは整合性が保たれた状態の中で運用がされていくということがやっぱり1番この肝心な求められる点だと思うんですが、その辺についての議論というのが、私立ではなくて霧島市立の高校ですから、そこはもう、混同しないように、どっかでか一線を引いてですね、運用というのは当然出てくるであろうと思いますが、その辺についての見解並びに、今後の問題になるんですが、やはりこの軽減をしていく、その分は負担が下がるわけですから、大いに結構なことですけど、教育委員会としてどのような取組、どのような議論をしていくのかという点をですね、お示しいただければと思います。

○教育部長（上小園拓也君）

先ほど事務長のほうから御答弁申し上げましたとおり、令和7年度につきましては既に学校納金という形で空調費につきましても、生徒から、保護者からお金を頂いているところでございます。この集められたお金をもとに今後ですね今壊れているものは先ほどないというふうに申し上げましたが、調子の悪い、不具合のあるものは非常にまだたくさんございます。設置から相当年数が経過しておりまして、もう修理ではなくて、むしろもう更新という形になってくると思います。ですので、今後の修繕を全てまた市が見ていくということもなかなかこれは現実的には難しい部分がございますので、今年度につきましては、既に集まっているお金もございますので、その取扱いというものについては学校、特に保護者とですね、PTAと協議をしていくことになろうかと思えます。ただ今後におきましてですけれども、保護者負担という面から見ればですね、空調費につきましては、負担軽減という形になるわけでございますけれども、ただ一方で中央高校にはほかに、いろいろとまだ集金をしているものもございます。その辺が今いろんな物価高騰等ございまして、なかなか料金を上げていないところなんですけれども、その辺も今後、改定して保護者のほうにもちょっと相談をしていかないといけない部分もありますので、それらも含めながらですね今後の対応につきましては、検討していくべきだというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

今の話に関連するわけなんですけれども、これが霧島市立の高校ということで、市負担ということになるのかなというふうに思うんですけれども、ちょっとお尋ねしたいのはもし、これが県立高校であった場合はどうなったんでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

こちら新聞報道等で分かり得る範囲内にはなるんですけれども、普通教室分は県のほうは予算化しておりまして、特別教室のほうは予算化していないというのが現状のようでございます。あとリースで設置をしているところもありましてそのリースのお金が全額償還されないと県のほうの移管できないというような課題も生じているというようなことを、新聞報道等でもあったところでございます。

○委員（前島広紀君）

ちょっと分からないんですけれども、今後においても霧島市立であるという以上ちゅうか、これからずっとそうなんだろうと思うんですけれども、特定財源とか見ても、国県支出金はないわけですね。今後においてもずっとこういう市が負担していかなければいけない状況になるのでしょ

うか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

そうですね、普通教室分、今回上げていますけれども、特別教室分につきましては今までも市が負担していて、普通教室分だけをP T Aからの空調費の会費で賄っていたというような状況ですので、今後は普通教室も特別教室も含めて市のほうで市立高等学校として負担していくということになります。

○委員（野村和人君）

この国分中央高校につきましては早速、補正予算化していただいておりますところでございます。これまでの状況がP T A等です、電気使用料として徴収していたものを維持管理に使っていたというふうな認識でよろしかった確認させてください。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

空調費っていうことで月 600 円、年間ですと 7,200 円ですね。P T Aの保護者の方に負担していただいていたところなんです、空調費っていうことですので、維持管理全般、電気料と修繕料、保守管理とかですね全てのものを空調機に関するものを、空調機予算で見えていたということになります。

○委員（野村和人君）

口述の中で電気使用料を全額減額していますという言葉があったので、あえて確認をさせていただきました。それからこの空調機は導入時は、P T A等がやったのかなというふうに認識していますが、今回修繕をしていく中で所有権は市に持っていくということでよろしかったでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

今回の予算が成立しましたら市に寄附採納ということの手続を進めていきまして市の持ち物ということになります。

○委員（野村和人君）

それからですね、県立高校に対しましては維持管理等、空調の電気使用料についても、県のほうが負担するというような判断をされたと思いますが、今回は維持管理のみが市でやって電気使用料については、このまま今のところP T Aということでよろしかったでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

今回の予算の関係でちょっと分かりにくいと思うんですけど、一旦は、今までもこの維持管理事業のほうで、全体的な電気料をお支払いしてまして、この財源の雑入の部分、電気使用料の部分は国分中央高校の空調機の電気使用料ということで、この空調機の保護者から集めたお金を雑入として、歳入として財源として充てたという形になりますので、歳出の補正増としては今回上がってはきておりませんが、現在のこの予算額の中に含まれたもの、全体的な金額が含まれておりまして、財源として受入れてたという形になっておりますので、電気料のほうも今回、今では雑入とされてた部分はなくなりますけれども、今後は全て市のほうで見るという形になります。

○委員（野村和人君）

ありがとうございます。これから夏場に向けて今の段階で採用できたことがありがたいなというふうに思います。その上で私が先般質問させていただいたときに市長が、国分中央高校は市内の学生ばかりではないというふうなお話もあって、どうやっていくかというお話もありました。改めて県に予算要求とか、そういったことの模索をされたのか確認させてください。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

そのようなことはしておりません。申し訳ございません。

○委員（野村和人君）

県立学校のほうが先行してなった、そういう背景から今回市立でもという背景があります。改めて全国的にも鹿児島県だけだったという背景からこうなってますので、県とか国とかそういったものでも教育に対する予算だと認識していただきまして要求のほうをお願いしたいというふうに思い

ます。

○教育部長（上小園拓也君）

今野村委員のほうから県立高校のほうのお話もいただきましたけれども、実は県立高校のほうは新聞報道でもございましたけれども、1 億円ということで出ておりますけれども、実際に県が県立高校の負担を全てしているというわけではなくて、これは 6 月の新聞報道ですけれども、県議会の代表質問におきましても、実際に県が所有権を移管できたのは 38 校しかないというようなことでございます。そういう意味ではまだ県においてもですね、PTA で引き続き負担していく学校もたくさんあるわけでございます。その中で、霧島市としましては、市立高校ということでいち早く、全てを市で見えていくというようなことに方針を変えたところでございます。

○委員（藤田直仁君）

私はもう大賛成の意見なんですけれども、また 7 月になると公立高校の何でしたっけ。定数のまた会議なんかも組まれていると思うんですけれども、高校が私立の授業料の無償化とか云々という形で、公立高校の在り方、また、市立も含めてですね、なかなか情勢が厳しくなって、定員数を集められなくなるということもあるので多分そういうのも一つの対策でもあるのかなというふうに県のほうも私個人的にはそう感じていたところです。負担が大きくなるのは大変なんでしょうけれどもやっぱり一定の条件はそろえていかないと、今後の経営、入試のときの定数を集めることすら難しくなってくるんじゃないかなというふうな考えも一方ではありますので、ぜひ積極的にこの部分については進めていかれたほうがいいんじゃないかという意見でお話しさせていただきました。

○委員（前川原正人君）

先ほど国分中央高校の空調関係ですけど、全てがうまくいって寄付採納ができればということでお話しされたんですけど、予定としては寄附採納はいつの時期を見込んでらっしゃいますか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

7 月上旬に予算が確定しましたら速やかにする予定でございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、今度は寄附採納となると市の持ち物になりますので、今度は備品ナンバーを打たなきゃいかんですよね。備品ナンバーを。今度は備品ナンバーを打つということは監査の対象になるわけですよ。だからそういう準備も並行しながら進めていくという理解でよろしいですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

確かにそのような作業も出てまいりますので並行して進めていく所存でございます。

○委員長（久木田大和君）

中央高校、学校教育課でほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に社会教育課及び学校給食課への質疑に入ります。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。このサン・あもりの口述書のほうで、屋根及び外壁等の老朽化ということで書いてあるんですけれども、今現在の状況をもう少し詳しく説明ができればお示してください。

○社会教育課長（久木田勇君）

サン・あもりの状況ということでございます。学習棟といいますか本館棟、それから体育施設の棟と二つあるわけですけども、もう全体的にその屋根を鋼板製の横葺きというものになっております。で、そのジョイント部分が、もうさび、経年劣化によって、非常にやばいといいますか、さびそれから欠損、それからシーリング材の劣化、そういったような状況が見られるところです。今から 19 年ぐらい前、平成 18 年にも結合部分についてはさび止め補修を行った経緯がございますが、今回、教育委員会では毎年施設点検というのを専門の方に行っております。その指摘の中でも、今言った部分についてはもう年々年々、やはり経年劣化により進行している状況がございます。特に

3月だったんですけれども、中旬ぐらいに風の強い日があったんですが、その際も、結合部分の劣化したさびが飛散していた状況、そういうところもございまして、今回、6月の補正に上程したという状況でございます。

○委員（川窪幸治君）

今、課長の説明でもう非常に悪い状態であるというのが分かったわけなんですけれども、今回、改修工事に必要な設計を行うということになっているのですが、この設計の期間的なものが分かれば、お示しできますか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

今から委託をお願いするような形になりますので、特にまだ期間というのはこちらのほうも、まだ分かっておりません。

○委員（川窪幸治君）

では今この予算が通ってからというような、今後からということによろしいですか。今、課長の答弁であったんですけど、非常に危険な状態であるということは、非常に利用者にとっても危険な状態があるのではないかなと私のほうも考えるわけなんですけど、あくまでも今回が改修業務に対するものであるということなので、これが実際施行されるということになると、いつ頃に実施というようなことになるんでしょうか。もし答えられればお示してください。

○社会教育課長（久木田勇君）

先ほどありましたように、設計次第になるかと思います。それ次第で、今年度中の補正になるのか、または新年度になるのか。そういうところはまた部内でも協議する必要があると考えています。

○委員（川窪幸治君）

やはり施設も大きな施設で、多くの方が利用される場所ですので、できるだけ早くできますように取組を期待したいと思います。

○委員（塩井川公子君）

久木田課長にちょっとお聴きしたいと思います。公民館費は1億1,699万円を追加していますとあります。この分を、隼人農村環境改善センター、長くて舌をかみますが、空調設備の改修を行うための経費を計上しておりますとありますが、これはどのような計画に今後なっていくのかちょっといろいろお聴きしたいと思います。

○社会教育課長（久木田勇君）

霧島市隼人農村環境改善センターでございますけれども、経緯等からまずお話をさせていただきます。昨年11月、業者さんによる点検、もう定期的に行ってもらっているんですが、冷房から暖房への切り換え、そういう時期でもあるんですけれども、そのときに不具合が発見されました。チラー、片仮名でチラーという機械装置、それからエアハンドリングユニットという装置もあるんですけれども、そこが状況が悪いと、修理ができない。もう何十年も前の機械ということでも部品もないというような状況でございました。御存じの委員の皆さんもいらっしゃると思うんですけれども、暖房もきかなかった時期がございました。1月、隼人地区の20歳の祝典という、以前は成人式と言っていたんですけれども、もうそれも参加者とか関係者に使い捨てカイロ、そういうのをお配りしたり、ストーブを置いたりというような状況もございました。何とか令和6年度内に設計業務は済ませたところでございまして、今回、少しでも早く環境を改善しないといけないということで上程になったということでございます。

○委員（塩井川公子君）

ある程度分かりました。大体、今後どのような計画で進めていくのか、それをお聴きしたかったです。

○社会教育課長（久木田勇君）

大変失礼いたしました。7月最終本会議以降に、早々に入札、そして予定では8月に契約、そしてそれぞれ機械が発注して納期まで5か月程度かかるということを聴いておりますので、何とか年

度内、令和7年度内3月中旬、下旬、そういうところをめどに済ませたいと完了させる予定でございます。

○委員（前川原正人君）

サン・あもりの管理運営事業ですが、これは事業を公共施設等適正管理推進事業ということで、活用をして対応していくということなんですが、この中での要件というのは、公共用建物の要件なのか。それとも社会基盤施設としての要件なのか、どちらの要件で、今回の補正予算ということになったんでしょうか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

すいません、後もって回答させてもらいたいと思います〔43 ページに答弁あり〕。

○委員（前川原正人君）

やはり公共用建設物の場合は、両方ともそうですけど、社会基盤施設についてもそうですけど、財政力に応じて交付税、これは財政力に応じて30%から50%の補助率になるわけです。ですから、今度は充当率を見ると90%ということになってるんですが、問題は後ほどいいんですけど、次の展開ですよね。次の展開、これは設計委託料ですので、だからこれは設計委託料が終わった後に、先ほど川窪委員もおっしゃいましたけど、次の展開が大体いつぐらいを予定し、年度内予算消化という点でいけば、本年度中ということになるんでしょうけれど、大体見込みとしてどのようにお考えなのかお示しいただけますか。

○社会教育課長（久木田勇君）

この議会で認めていただいたあと、早急に手続をすることになるので、まだ現時点で、いつというところがはっきりと申し上げられないところでございます。

○委員（有村隆志君）

サン・あもりの委託料がある。これは今、多く外側だけだけど、中はどうなったか。中は終わったんでしたっけ、整備は。中も相当傷んでいるような気がするんだけど。中の施設が。

○社会教育課長（久木田勇君）

サン・あもりにつきましては、この屋根の状況があまりよろしくないということで、ロビーとかほかにも何箇所か雨漏りの状況はございますので、また今回の設計、それからその後の改修工事、そういうところでぜひ解決をしたいと考えているところです。あと、令和4年度に空調等は整備を済ませております〔42 ページに訂正発言あり〕。

○委員（有村隆志君）

何で言ったかという、1回私もここを使いたいということで申込みに行ったときに、中の不具合があって使えないというようなお話が1回あったものですから、ぜひその部分も合わせての御答弁がありましたので、ぜひ改修していただくようお願いします。

○委員（木野田誠君）

これサン・あもりも改修工事という形で表現されてるんですけど、全体的なふき替えというような理解でいいんですか。それとも部分的にやるということですか。

○社会教育課長（久木田勇君）

今回、設計の部分を上程させていただいておりますので、その中で、どういう方法が一番いいのかというのを検討することになると考えております。

○委員（木野田誠君）

久木田課長のところでは、全てをやりかえるか、一部をやりかえるか、その方針は決まっておらずに設計に出しているわけですか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

私どものほうで一応現場のほう、屋根に登ったり、あと外壁をたたいたりして、現地調査を行っております。その中で、屋根につきましては、先ほどお話がありましたように、さびが結構ひどい状況であるということを確認できまして、その方法が何であるかということで、ふき替えとか、

あと防水をかけたりとかする方法があるんですけども、今後設計の中でその方法について、コスト等検討しながら決めていきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

それでいいんですけど、余計なことですけども、やばい状態であれば、やり替えたほうがいいのかないかなと思いましたので質問しました。

○社会教育課長（久木田勇君）

すいません、1点発言の訂正をさせてください。先ほどサン・あもりの空調を令和4年度に改修したと申し上げましたが、昨年度、令和6年度の間違いでございました。訂正しておわび申し上げます〔43ページに訂正発言あり〕。

○委員（松枝正浩君）

学校給食課にお尋ねをします。口述にもありますように1,100万円の追加をする。全体で総事業費が3,300万円になるということであります。この1,100万円のこの統合等による食数の増加による排水処理施設の修繕ということでありますけれども、この内容を少し詳しく説明していただけますか。

○学校給食課長（柳田謙一郎君）

今回の修繕が霧島学校給食センターの排水処理施設の中の回転盤が故障をこれまで繰り返してきておりまして、既にもう現在のところ、応急的な曝気ブローを設置しております。仮に設置して、現在の霧島の約300食程度のなんですけれども、汚水処理に対応しておりますけれども、来年4月から、牧園センターが霧島と統合いたします。そうすると食数が倍になりますので600食程度になります。そうすると今の仮の応急的措置の曝気ブローでは排水が対応し切れないということで、今年度中に何とかそこを修繕したいということで、今回、修繕のための経費を計上してるところです。

○委員（松枝正浩君）

今、課長のほうからありましたように、回転盤の部分を主にということでありますけど、メインはもうこの回転盤だけで、そのほかに修繕をするというようなところは含まれておりますでしょうか。

○学校給食課長（柳田謙一郎君）

修繕箇所は回転盤に関することなんですけど、修繕の方法としましては、この回転盤をやりかえる方法も検討した中で、それではちょっと高額になったものですから、回転盤は死んだままになるんですけども、施設の横に別途設備を置いて、それをつなぎ込んでする形になります。要はその部分だけの今回修繕という形になります。

○委員（野村和人君）

今ありました霧島学校給食センターの件についてです。ここにつきましては、昨年度改修工事を休館をしてまでもしてきたかと思えます。そのときに、この排水処理施設について故障はしていたとか、認識はできなかったのか、改めて確認させてください。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

今、委員からありましたように、昨年度の段階でもう既に回転盤というのはもう故障していたわけなんですけれども、今、課長からもありましたように、応急的に曝気式で対応しておりました。令和6年度において、この回転盤等を見据えて、令和6年度、一般修繕費のほうで対応したいというふうに考えて執行を考えたところ、メーカーのほうからもうこの回転盤は修繕しても直らないということで、今回、6月のほうで補正を上げさせていただいております。

○委員（野村和人君）

今回の修繕の工事に対しては、休館をするまでもなく夏休み中で何とか工事ができるのかどうか確認させてください。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

工事につきましては、今、既存の槽の横に新たに曝気する槽を設けるような形になりまして、つ

なぎ込みのときに一次的に止まるんですけど、そちらにつきましては、土日とか祝日とか、もしくは冬休みなるかもしれませんが、請負業者のほうと打合せしながら進めていきたいと考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか

○社会教育課長（久木田勇君）

再度の訂正をお願いいたします。先ほどサン・あもりの空調の改修、令和6年度と申し上げましたが、本年度、令和7年度の間違いでございました。おわび申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで教育部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時06分」

「再 開 午後 2時09分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで社会教育課より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○社会教育課長（久木田勇君）

先ほど前川原委員の質問の中で、サンあもりの今回の財源、公共施設等適正管理推進事業債が公共用建物用なのか、社会基盤施設用なのかというところの御質問の件でございますが、確認しましたところ、公共用建物、こちらのほうであるということでございます。充当率ですとか交付税措置率につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおりの状況になっております。

○社会教育課長（久木田勇君）

それでは次に、選挙管理委員会事務局の審査を行います。説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（脇 伸宏君）

議案第56号令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第1号）の選挙管理委員会事務局所管に係るものにつきまして、ご説明いたします。補正予算に関する説明書につきましては22ページ、補正予算説明資料は1～2ページです。まず、補正予算説明資料の1ページの参議院議員選挙費につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票管理者等の費用弁償額が引き上げられました。これに伴い、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、所要の改正を行うことにより、報酬の不足額88万2,000円を増額補正するものであります。特定財源としましては、県支出金、総務費委託金の参議院議員選挙費を、88万2,000円計上しています。次に、補正予算説明資料の1～2ページの市長選挙費及び市議会議員選挙費につきましては、次の二点を理由としまして、報酬と負担金補助及び交付金の増額補正を行うものであります。まず、一点目は、先ほどの参議院議員選挙費と同様に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票管理者等の費用弁償額が引き上げられました。これに伴い、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、所要の改正を行うことにより、報酬の不足額としまして、市長選挙費におきましては6,000円、市議会議員選挙費におきましては、74万9,000円をそれぞれ増額補正するものであります。2点目は、同じく法改正に基づく公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用ビラの作成等候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。これに伴い、霧島市議会議員及び霧島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例につきまして、所要の改正を行うことにより、負担金補助及び交付金の不足額としまして、市長選挙費におきましては17万8,000円、市議会議員選挙費におきましては、111

万 2,000 円をそれぞれ増額補正するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

今口述で説明を頂きましたが、市議会議員選挙のほうだけで結構ですので、どの金額はどういうふうに変ったか、説明をお願いします。

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

今回改正が行われましたものが、ビラの作成費用とポスターの作成費用になりますけれども、ビラの作成費用が、市議会議員選挙費、限度額が、1枚当たり 7.73 円が 8.38 円に、引き上げられました。ポスター作成に係る分が 1枚当たり 925 円が 980 円に引き上げられております。

○委員（野村和人君）

今回の非常勤の職員の報酬また費用弁償について増額ということになりますが、現実的に市長選と市議選は同日開催ということで、ここの報酬に関する増は、実質上、市議会議員のほうに、挿入されて、市長選のほうは 6,000 円ということですね。何か違うものというふうに認識してよろしいか確認させてください

○選挙管理委員会事務局主幹（猪俣利博君）

今委員の言われるように市議会議員選挙と市長選挙は同日に開催されますので、市長選挙費のほうに計上しておりますものは、開票立会い人の報酬のみで、その他、投票管理者、立会い人等の報酬は市議会議員選挙費のほうに計上してございます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで選管事務局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2 時 1 5 分」

「再 開 午後 2 時 1 9 分」

△ 議案第57号 令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第57号、令和7年度霧島市工業用水道事業会計会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

議案第 57 号令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。今回の補正予算は、上野原工業団地の工業用水の需要増が見込まれることから、工業用水道に係る取水ポンプ1台の機能強化を行い、工業用水等の安定供給を図るものです。詳細については、上下水道総務課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第 57 号令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書の6ページをご覧ください。（款）1 資本的支出（項）1 建設改良費（目）2 配水設備工事費について、実施設計業務委託の経費として委託料に 200 万円を、取替工事の経費として工事請負費に 3,000 万円を、

合わせて 3,200 万円を新たに計上するものです。以上で、説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それでは、このポンプ、工事委託 3,200 万円の部分がありますけれども、キャッシュフローの視点からいきますと、この 3 ページですね。3 ページにあります。当初予算と比較してみますと、この 2 の投資活動によるキャッシュフローということで 2,930 万 5,000 円というのが計上がなされておまして、最終的に、資金期末残高が 3,143 万 4,000 円となっております。当初からするとこの投資をすることでのもので減ってきているというわけであり、というふうに認識しているところがありますけれども、この辺のところ資金の流れから見てどのように今回の投資ですね、見られているのか、お示しいただけますか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

今回の資金の流れにつきましては、工業用水道事業会計予算内で今まで内部で留保してきた資金を投入いたしまして投資をしたいと考えておりますので、ここのキャッシュフロー計算書の現金が残っていますように、ある程度余裕を持った形で決算ができるのではないかと予定しています。

○委員（松枝正浩君）

では留保していたものの金額で今回この工事をなさるということで、今後のことを考えると、水道事業との統合というのも当然また今後考えていくとは思いますが、資金的な面での懸念、運営の懸念ということは、まず今年度においてはまずないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

今、議員が申し上げられたとおり、工業用水道につきましては、令和 10 年度に上水道に移管をする予定でございます。あと令和 8 年、9 年ございますけれども、このままの資金で運用をしていくのではないかと考えておるところでございます。

○委員（川窪幸治君）

すいません、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。まず部長の口述書のほうで、取水ポンプ 1 台の機能強化というような説明があります。また、この課長の答弁のほうでは、設計業務委託のほうで 200 万円と、実工事請負費に 3,000 万円という形で書いてあるんですけども、これはもう設計をして、このもの自体が、ポンプ自体が新品になるというようなことでよろしいのでしょうか。

○水道工務課長（養田 健君）

今、委員からの御質問ですが、委託につきましては、今回のポンプの入替え、更新をする費用と、更新をするための設計、それとあと電気関係も出てまいりますので、その設計をしてまいります。そのあとに、工事となるわけですが、工事につきましては、今のポンプが口径的に小さいものがありますので、それを大きくいたしますので、新たなものを造るということで考えていただければ大丈夫かと思います。

○委員（木野田誠君）

ちょっと分かりにくいんですが、今回のこの事業は、ポンプの入替えということですか。

○水道工務課長（養田 健君）

今回につきましては、ポンプの口径が小さいことから、今ユーザーさん、企業さんからの、使用水量の増に伴う分を賄うことができないような状況です。今回ポンプの口径を大きくいたしまして、利用者、ユーザーさんの水道の増える分を賄っていくという形になります。

○委員（木野田誠君）

分かりました。水道に肥後課長もおみえなんですけども、先ほど商工観光で、部長もみえてました。ごめんなさい。今、土地に水は果たしてあるのかなどうかということをちょっと、審査の後

にはいろいろ話したんですけども、その場所も、この今回のこの事業には関係してくるんですか。

○商工振興課長（肥後克典君）

午前中、私どもで審議いただいた土地は、まだ、どういった企業がどういう形で利用するというのはまだ未定ですので、直接この今回の水道事業との関わり合いは直接はないということです。

○委員（有村隆志君）

工業用水、これが令和10年には上水道と合体ということで一応なっていたわけですけども、今なぜ、当初予算のときにもこういう話が、受けての話ということはあったわけですけども、これを今回、この時点でやるというのはもう、もともとこの計画があつて、今回遅れて出してきたのか、それとも、その経過、いきさつをちょっと教えてください。

○水道工務課長（養田 健君）

今回、当初予算で計上しなかった理由といたしましては、令和6年10月[47ページに訂正発言あり]にマイクロカット株式会社のほうから、生産ラインの増設に伴う工業用水使用料の増量についての相談があったところです。その後、令和7年3月に使用量の計画についての情報提供を受けたことから、今回令和7年度の補正で計上したところであります。

○委員（有村隆志君）

分かりました。そういった、ユーザーからの申出があったということでございます。今後も、もうこれ以上、先ほど、商工観光のほうの審査では、土地が一区画また新たに売るような話もありまして今後またそういった水の使用量も増えるかなあということも含めた、そこまで入れた計画、口径ということでもいいですか。

○水道工務課長（養田 健君）

今委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員（前島広紀君）

お尋ねしたいんですけども、工業用水道の取水ポンプ、取水ポンプというのはどこにあるんでしょうかね。取水口。

○水道工務課長（養田 健君）

まずポンプの位置につきましてですが、ポンプにつきましては、水源地と同じ箇所になります。水源地につきましては、国分上之段 398-2、ここは二つありますので2号水源地につきましては、国分上之段 391-6 になります。場所的に言いますと前の西村製材の西側のほうに水源地が2か所あるところです。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の裏側になります。この中で、取水ポンプ1台の更新を行って、工業団地内の工業用水等の安定供給を図るということなんですけど、その中で委託料が200万円、そして工事請負費が3,000万円ですけど、これはポンプと工事というのは、並行しながらやる、もう全部一緒にやるという理解でよろしいんですか。

○水道工務課長（養田 健君）

委託につきましては、今回の補正の予算を計上させていただいているところですが、順調にいけば7月にまず委託をいたしまして、工事自体は10月を予定しているところではあります。

○委員（前川原正人君）

委託は、大体どういうふうになるよね、どういうふうにしたいよねって、今どういう状況だよなっていうこと把握をして、そして、設計みたいな形で入るわけですか。そして、例えば、大体決まってから、工事請負ということで、このポンプのほうとは並行しながらというふうでよろしいんですか。そういう理解でいいんですか。別々でまた動いていくという形なんですか。

○水道工務課長（養田 健君）

委託と工事については別々に発注をするような形になります。

○委員（前川原正人君）

今あるポンプを口径を変えて、新たに新設、入替えと言ったほうがいいんでしょうかね。そういう理解でよろしいんですか。

○水道工務課長（養田 健君）

委託につきましてはポンプを入れ替えることにより、電気等の整備も出てまいります。それを含めた形の委託になります。

○委員（前川原正人君）

工業用水の工事請負費となると、今おっしゃったように別々で分離発注になるということになるんでしょうけれども、今度は工事関係になるとこの延長が出てきますよね。延長は何ら関係なく、その場で完結させるという理解でよろしいですか。

○水道工務課長（養田 健君）

今委員のほうから延長という話も出ましたが、延長というよりはどちらかとすれば1か所という扱いになりますので、その場所だけの工事になるかと思います。

○委員（池田綱雄君）

関連ですけど、工業用水の需要増が見込まれるということで非常にいいことだと思います。私もこの工業用水、最初造るときにちょっと関係をしたもんですから、取水口を大きくして能力を大きくした場合に、水が足りるかなというふうに思うわけですよね。あそこの水源というのは細かったと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

委員から御指摘のところですが、今回、ポンプを取り替える井戸、第1号井戸なんですけれども、これの取水能力は1日当たり2,500あるというふうになっております。その中で今回見直しをするポンプが672t、1日上げるものを、機能増強ということで、1日1,000t上げられるようにポンプを入れ替えます。その中でケーシングとかは現存のものをそのまま使える。用水管のものについて今65mmのものを80mmに増径してポンプとあわせて取り替えをするという形で、問題なく使用できる環境を整えます。

○委員（木野田誠君）

ちなみにそのポンプは何kgのポンプになるか、それで配管を80mmにされるのは、距離的にどれぐらい取り替えられるのか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

80mmの用水管になります。これはポンプから地上に上がってくるまでの垂直距離の用水管になるんですけれども、取り替えの長さとしましては、96m取り替えます。これはポンプが今、深井戸の中に座っている高さになります。水中ポンプです。深井戸ポンプです。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

木野田委員のkwのお話をすいません、漏れておりました。現在のものが11kwで、今回取り替える予定のものが18kwになります。

○水道工務課長（養田 健君）

先ほど私のほうが、令和6年10月にマイクロさんのほうから協議がなされたという、相談があったということでお話したところですが、実際は、令和6年12月となっております。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第57号、令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算第1号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時36分」

「再 開 午後 2時39分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。

△ 議案第56号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第56号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

2点ございます。まず補正予算の審査の中で、財源組替え等がありました。これについては、過去の質疑の中からも、国の財政における状況が悪いということで、採択の金額が下がってきていることで市の財政への影響というのかなり出てくるもんだなというふうに思っているところでありますけれども、この辺が下がらないような形でしっかりと国のほうへ要望を出していくということも一つあるのではないかとこのように思っております。それから、もう1点につきましては保健福祉部の審査の中でありました、介護施設等のエネルギーの物価高騰の関係、それから障がい児のものについては、財源は限られているわけではありますけれども、この訪問系と施設系については5万円と10万円というこの差が出てきているという状況もあって、これが過去からの流れを引き継いでいるというところもありますので、この点については、やはり社会状況の変化に応じて少し議論をしながら変えていくということが必要ではないかというふうに感じたところであります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第57号 令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第57号令和7年度霧島市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第57号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久木田大和君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合はその内容を御発言ください。

○委員（木野田誠君）

今回もいろいろ資料を出してもらってるところもありましたけれども、事前にやはり先ほど頂いた消防局の資料なんかは前もってこういう資料を作ってもらえば、非常に余計な時間をかけて質問する必要もないわけですから、やはりそろえるべき資料は提出するようにお願いします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの意見を盛り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時43分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長

久木田 大和